

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成26年9月17日提出
【計算期間】	第8特定期間(自 平成25年12月18日至 平成26年6月17日)
【ファンド名】	グリーンバランスファンド
【発行者名】	日興アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役 村上 雅彦
【本店の所在の場所】	東京都港区赤坂九丁目7番1号
【事務連絡者氏名】	雄谷 敦史
【連絡場所】	東京都港区赤坂九丁目7番1号
【電話番号】	03-6447-6147
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

① ファンドの目的

主として、世界の環境に関連する債券および株式に投資を行なう投資信託証券に投資を行ない、安定した収益の確保と中長期的な信託財産の成長をめざします。

② ファンドの基本的性格

1）商品分類

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国内	株式
	海外	債券
追加型投信		不動産投信
	内外	その他資産 ()
		資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

◇追加型投信

一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

◇内外

目論見書または投資信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

◇資産複合

目論見書または投資信託約款において、複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

2）属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般	年1回	グローバル (含む日本)		
大型株	年2回			
中小型株	年4回	日本		
債券	年6回 (隔月)	北米	ファミリーファンド	あり ()
一般		欧州		
公債	年12回 (毎月)	アジア		
社債		オセアニア		
その他債券 クレジット属性 ()	日々	中南米	ファンド・オブ・ファンズ	なし
不動産投信	その他 ()	アフリカ		
その他資産 ()		中近東 (中東)		
資産複合 (その他資産(投資 信託証券(株式、 債券)))		エマージング		
資産配分固定型				
資産配分変更型				

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

◇資産複合 資産配分固定型（その他資産（投資信託証券（株式、債券）））

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、株式および債券に投資を行ないます。

「資産配分固定型」とは、目論見書または投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいいます。

◇年12回（毎月）

目論見書または投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。

◇グローバル（含む日本）

目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を含む世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

◇ファンド・オブ・ファンズ

「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。

◇為替ヘッジなし

目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行なう旨の記載がないものをいいます。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。

上記以外の商品分類および属性区分の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<http://www.toushin.or.jp/>) をご参照ください。

③ ファンドの特色

特色 1

債券70%、株式30%を基本組入比率として、債券部分で安定した収益を享受しつつ、株式部分で値上がり益を追求することにより、中長期的な信託財産の成長をめざします。

- 債券部分では、国際機関や世界各国の政府および政府機関などが発行する債券を中心に投資します。なお、環境関連債券の組入比率は、原則として、債券部分全体の30%以上をめざします。
- 株式部分では、「地球温暖化」「水」「生物多様性」というそれぞれのテーマに特化したファンドを通じて、各分野で高い成長が期待される世界の株式に投資します。

特色 2

次世代を担う分野として長期的な成長が期待される、世界の環境分野に投資を行います。

- 世界の環境関連債券および環境関連株式を主な投資対象として分散投資を行います。
- 環境分野で注目される3つの大きなテーマ、「地球温暖化」「水」「生物多様性」に着目します。

特色 3

原則として、毎月、安定した収益分配を行なうことをめざします。

- 組入債券や組入株式の利子配当収入および値上がり益などを主な原資として、毎決算時に安定した収益分配を行なうことをめざします。
- 毎月17日（休業日の場合は翌営業日）を決算日とします。

収益分配のイメージ



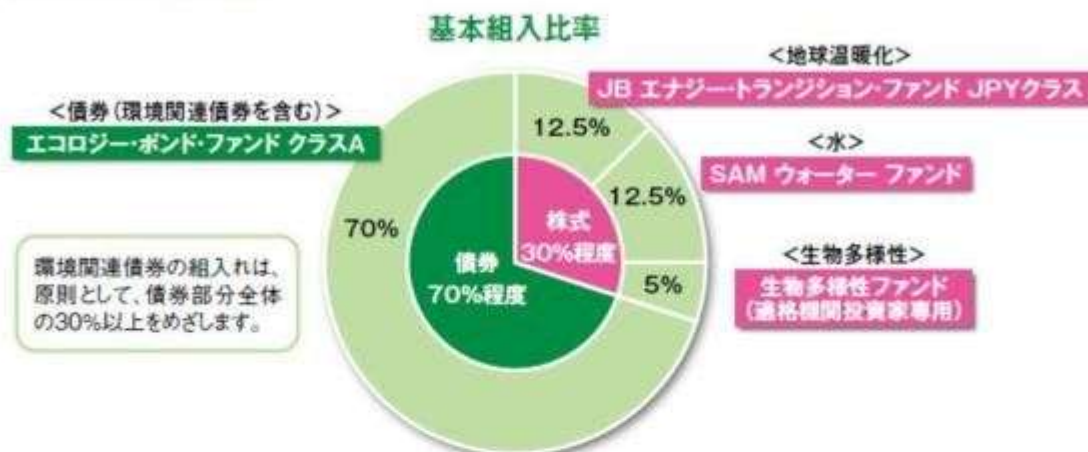
※ 分配金額は収益分配方針に基づいて委託会社が決定しますが、委託会社の判断により分配金額を変更する場合や分配を行わない場合もあります。

※ 上図はイメージであり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

※ 市況動向および資金動向などにより、上記のような運用ができない場合があります。

世界の環境関連の債券と株式に投資

- 当ファンドは、国際機関や世界各国の政府および政府機関などが発行する債券のうち、原則として、買付時においてAAA格相当*で、相対的に利回りの高い債券に70%程度、値上がりが見込まれる世界各国（日本を含む）の環境関連株式に30%程度投資します。
*格付は買付後に変更になる場合があります。
- 債券部分は、環境関連債券に投資する債券ファンドに、株式部分は、「地球温暖化」「水」「生物多様性」の3つのテーマに投資する株式ファンドに投資します。



※上記基本組入比率は目標値であり、実際の組入比率は、純資産残高や市況環境によって上記の通りにならない場合があります。

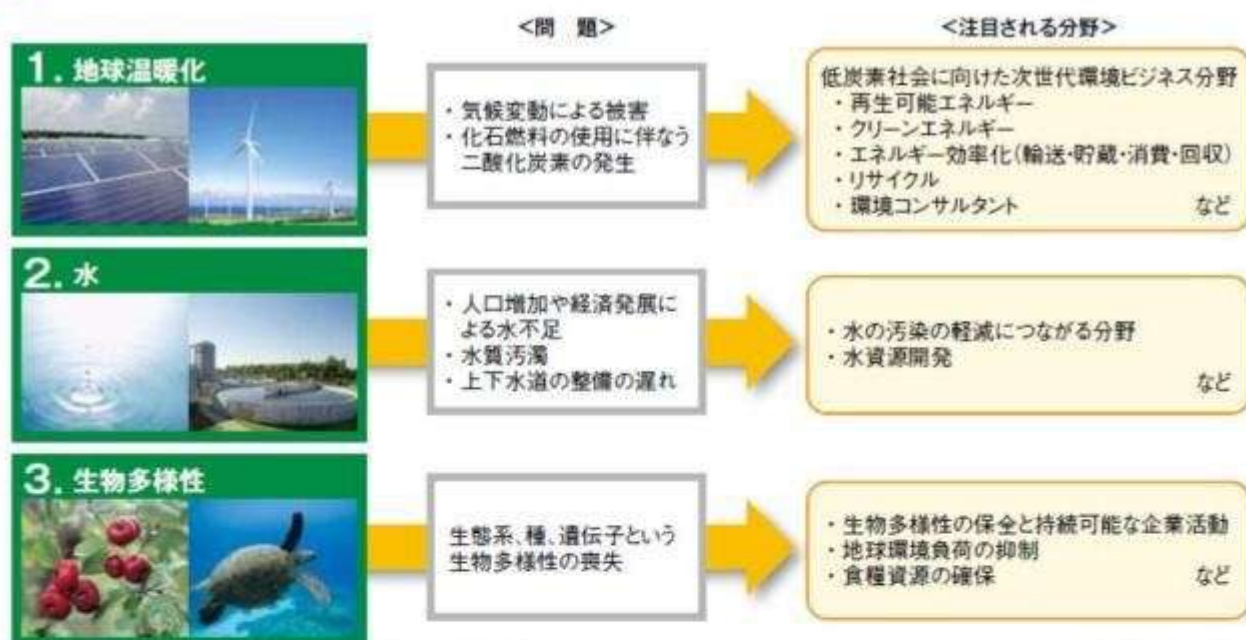
分散投資で「安定分配」と「値上がり利益」をめざします

- 相対的に利回りの高い新興国通貨建ての債券に70%程度投資することで、安定した収益の獲得をめざします。
また、世界各国の株式に30%程度投資し、値上がり利益を追求することで、収益源泉の多様化を図ります。
- 通貨配分は、先進国と新興国をバランスよく組入れることで、それぞれの成長をとらえます。また、分散投資により、リスクの低減をはかります。



世界的に注目される環境分野の3つのテーマ

- 地球規模で環境問題が深刻化する中、当ファンドでは以下の3つのテーマに着目します。



※生物多様性とは、地球上に様々な生物が存在していることをいいます。

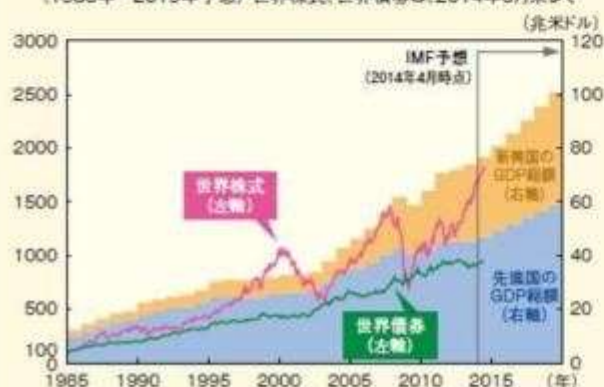
※写真はイメージです。

ご参考

- 世界の債券・株式は、世界経済の拡大基調の中で上昇傾向でした。債券は、比較的安定的に収益を積み上げ、株式は、短期的に大きく変動を伴うものの、中長期的には、経済状況を反映した動きとなっています。
- IMF(国際通貨基金)の予想では、世界経済に占める新興国の割合は今後も拡大していくと見込まれており、今後も新興国は世界経済をけん引するものとみられています。

世界のGDP総額と世界株式、世界債券の推移

(1985年～2019年予想) 世界株式、世界債券は、2014年6月末まで



(出所) GDP総額:IMF[World Economic Outlook, April 2014]

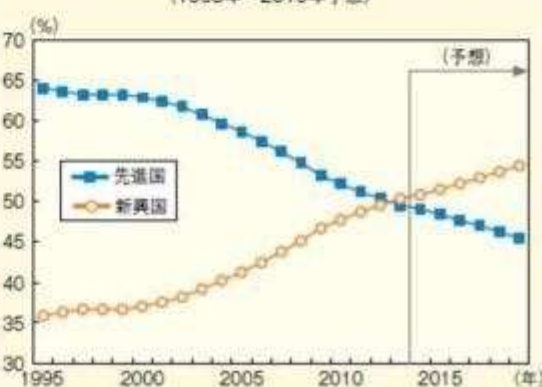
世界株式:MSCIワールド指数(米ドルベース)*

世界債券:シティ世界国債インデックス(米ドルベース)*

*1984年末=100として指数化

世界のGDP総額に占める先進国と新興国の割合(購買力平価ベース)

(1995年～2019年予想)



(出所) IMF[World Economic Outlook, April 2014]

※グラフ・データは過去のものおよび予想であり、将来の運用成果などを約束するものではありません。

当ファンドは、環境をテーマとする

4つのファンドに投資します



債券 ～相対的に利回りの高い国際機関債などに投資

【ファンド: エコロジー・ボンド・ファンド クラスA】

環境問題は、いまや先進国だけの問題ではなく、地球レベルで取り組むものと考えられており、新興国においてもその対応が求められていることから、特に、今後新興国の資金ニーズはますます強まるものと考えられます。

国際機関による地球温暖化対策の例



※写真はイメージです。

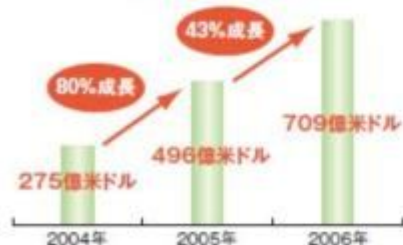


株式: 地球温暖化 ～エネルギー開発・技術に投資

【ファンド: JCB エナジー・トランジション・ファンド JPYクラス】

経済発展や人口増加などに伴ない、気候変動や温暖化、資源枯渇の可能性といった問題が刻々と深刻化しつつあります。こうした中、これらの解決に資する、地球に優しい技術やエネルギーなどへの需要が高まっています。

世界の再生可能エネルギー分野への投資額の推移



(出所) SEFI 「New Energy Finance」

※上記は過去のものであり、将来の運用成果等を約束するものではありません。

持続的な成長が期待される主なテーマ

資源の効率利用

- エネルギー効率化
発光ダイオード(LED)、断熱材、省エネ型ビル建築など
- 資源採掘
資源供給設備・サービス、海底油田・ガス田開発など
- 電力の効率的供給
スマートグリッド*など
*IT技術を活用し、効率的な電力供給を行なう次世代送電網

クリーンエネルギー

- 風力・水力・太陽光・地熱発電
発電関連機器、発電所の開発・建設・運営など
- クリーン輸送
ハイブリッドカー、電気自動車など
- 燃料
LNG、クリーンコールなど

※上記のテーマについては、将来見直される可能性があります。

※上記、円グラフの比率は、基本組入比率です。基本組入比率は目標値であり、実際の組入比率は異なる場合があります。



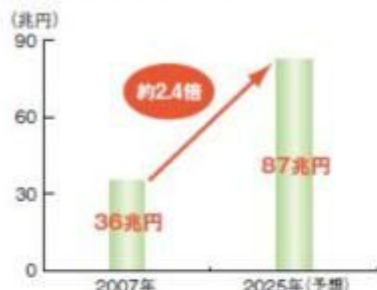
株式：水 ～水関連の4つの分野に投資

【ファンド：SAM ウォーター ファンド】



今後、新興国を中心とした人口増加や経済発展・工業化に伴い、水処理に対する需要が急速に高まると見込まれています。

世界の水ビジネス市場の成長見通し



(出所) 水ビジネス国際展開研究会資料

※グラフおよびデータは過去のものおよび予想であり、将来の運用成果などを約束するものではありません。

注目する4つの投資分野

<各投資分野における企業例>

1. 水処理機器・化学薬品

・バルブ・ポンプ ・水処理装置
・水処理薬品 ・灌漑設備
を供給する企業など

2. 水インフラの整備・資材

・水処理施設の設計・建設
・建築用資材・設備機器
・水量計
を手がける企業など

3. 水質の管理・分析

・水質検査
・使用段階での浄水処理
・水関連機器・設備の保守サービス
・水資源保護
に携わる企業など

4. 水関連の公益事業

・上下水道の管理・運営
・水処理関連サービス
を行なう企業など

※上記投資分野については、将来見直される可能性があります。



株式：生物多様性 ～生態系に配慮する日本の企業に投資

【ファンド：生物多様性ファンド(適格機関投資家専用)】



生態系の変化は、“自然の恵み”に浴しているわれわれの生活に多大な悪影響をもたらす環境問題です。生態系の管理や保全に対する意識の高まりを受け、生物多様性に配慮したビジネスに取り組む企業が増えています。

主な投資対象企業

1. 事業機会を有する企業

生物多様性保全に資する技術・サービスを提供し、事業機会拡大が期待される企業
また、生物多様性に関して特徴的な取り組みが見られる企業

2. リスク対応に積極的な企業

事業活動が生物多様性に及ぼす影響を緩和させることに積極的に取り組む企業
特に、マテリアルバランス(事業活動における投入資源と環境負荷の関係)の観点から自然資本効率性の高い企業など

3. 長期目標を設定している企業

生物多様性を保全するためのアクションプラン等長期目標を設定している企業

(出所) 三井住友トラスト・アセットマネジメント

※上記、円グラフの比率は、基本組入比率です。基本組入比率は目標値であり、実際の組入比率は異なる場合があります。

■ファンドの仕組み

当ファンドは、投資信託証券に投資するファンド・オブ・ファンズです。



(主な投資制限)

- ・投資信託証券、短期社債等、コマーシャル・ペーパーおよび指定金銭信託以外の有価証券への直接投資は行ないません。
- ・外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

(分配方針)

毎決算時に、分配金額は、委託会社が決定するものとし、原則として、安定した分配を継続的に行なうことをめざします。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

収益分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

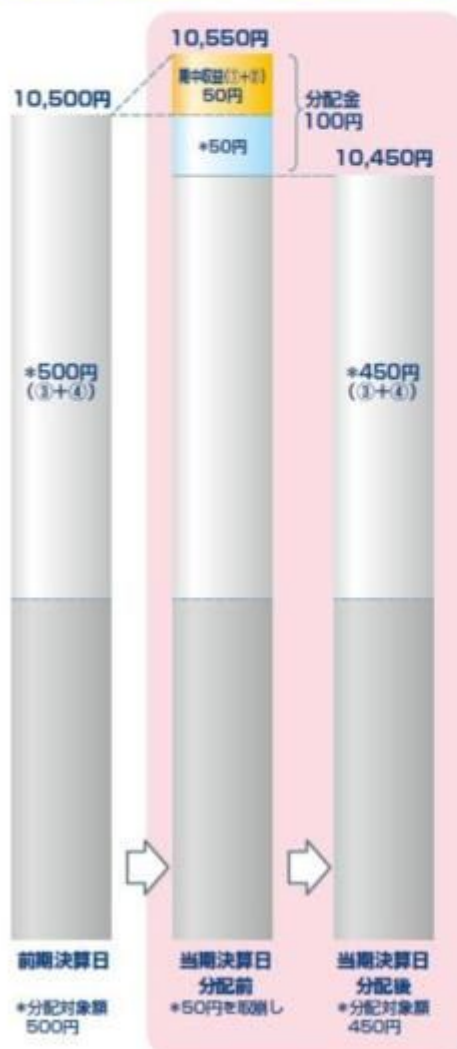
投資信託で分配金が支払われるイメージ



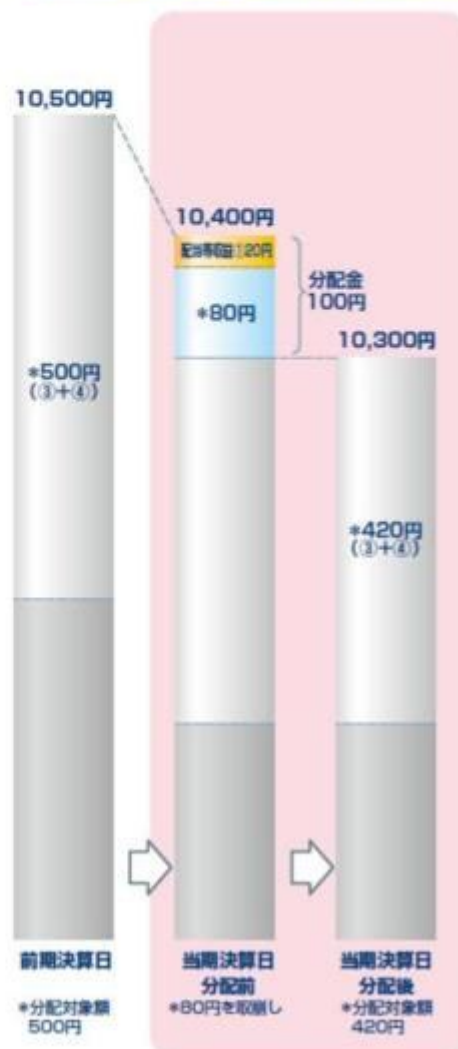
- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算から基準価額が上昇した場合



前期決算から基準価額が下落した場合



(注)分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、将来の分配金の支払いおよび金額ならびに基準価額について示唆、保証するものではありません。

●投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり率が小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

- ・普通分配金：個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。
- ・元本払戻金：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、(特別分配金) 元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

④ 信託金限度額

- ・5,000億円を限度として信託金を追加することができます。
- ・委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

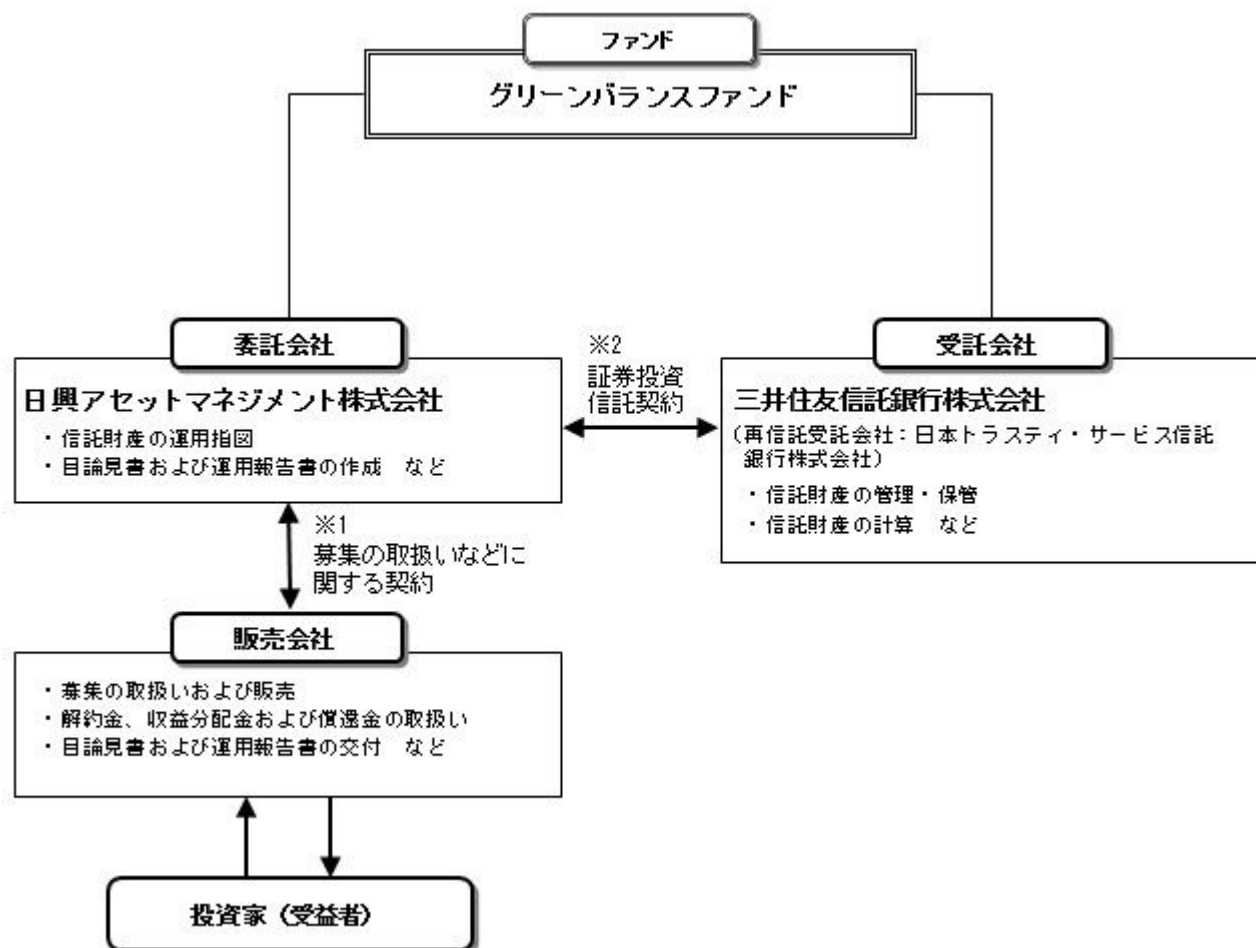
(2) 【ファンドの沿革】

平成22年7月30日

- ・ファンドの信託契約締結、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

① ファンドの仕組み



※1 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したものの。販売会社が行なう募集の取扱い、収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付の業務範囲の取決めの内容などが含まれています。

※2 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したものの。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容などが含まれています。

<ファンド・オブ・ファンズの仕組み>

当ファンドは、投資信託証券に投資するファンド・オブ・ファンズです。



② 委託会社の概況（平成26年6月末現在）

1) 資本金

17,363百万円

2) 沿革

昭和34年：日興証券投資信託委託株式会社として設立

平成11年：日興国際投資顧問株式会社と合併し「日興アセットマネジメント株式会社」に社名変更

3) 大株主の状況

名 称	住 所	所有株数	所有比率
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号	179,869,100株	91.29%
DBS Bank Ltd.	6 Shenton Way, #46-00, DBS Building Tower One, Singapore 068809	14,283,400株	7.24%

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

- ・主として、環境に関連する資産を投資対象とする別に定める投資信託証券の一部、またはすべてに投資を行ない、安定した収益の確保と中長期的な信託財産の成長をめざして運用を行ないます。
- ・投資信託証券の合計組入比率は、高位を保つことを原則とします。各投資信託証券への投資比率は、原則として、市況環境および投資対象ファンドの収益性などを勘案して決定します。なお、資金動向などによっては、各投資信託証券への投資比率を引き下げることがあります。
- ・別に定める投資信託証券については、収益機会の追求やリスクの分散などを目的として、適宜見直しを行ないます。この際、定性評価や定量評価などを勘案のうえ、新たに投資信託証券を指定したり、既に指定されていた投資信託証券を外したりする場合があります。
- ・ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったときなどやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

(2) 【投資対象】

投資信託証券（投資信託または外国投資信託の受益証券（振替投資信託受益権を含みます。）および投資法人または外国投資法人の投資証券をいいます。以下同じ。）を主要投資対象とします。

- ① 投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。
 - 1) 有価証券
 - 2) 金銭債権
 - 3) 約束手形
 - 4) 為替手形
- ② 主として、別に定めるマザーファンドの受益証券および別に定めるマザーファンドを除く投資信託証券ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することができます。
 - 1) 短期社債等（社債、株式等の振替に関する法律第66条第1号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。）およびコマーシャル・ペーパー
 - 2) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1)の証券の性質を有するもの
 - 3) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
- ③ 次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することができます。
 - 1) 預金
 - 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 - 3) コール・ローン
 - 4) 手形割引市場において売買される手形
- ④ 次の取引ができます。
 - 1) 外国為替予約取引

2) 資金の借入

◆投資対象とする投資信託証券の概要

＜エコロジー・ボンド・ファンド クラスA＞（ケイマン籍円建外国投資信託）

運用の基本方針	
主な投資対象	国際機関、世界各国の政府および政府機関などが発行する債券を主な投資対象とします。
投資方針	・国際機関、世界各国の政府および政府機関などが発行する債券（環境関連債券など）を主な投資対象とすることで、安定的な収益の確保と中長期的な信託財産の成長をめざします。 ・投資する債券は、買付け時点で最高位の信用格付を取得しているもの（格付が付与されていない場合において、投資顧問会社が同等の信用力を持つと判断したものを含みます。）に限定します。 ・各通貨への投資比率は、各国の金利水準、政治・経済状況、市場の流動性などにに基づき決定します。
主な投資制限	・原則として、純資産総額の50%以上を有価証券に投資します。 ・株式への投資は行ないません。
収益分配	原則として、毎月12日（休日の場合は翌営業日）に分配を行ないます。
ファンドに係る費用	
信託報酬など	純資産総額に対して年率0.31%以内 （国内における消費税等相当額はかかりません。）
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	事務管理費用、資産の保管費用、有価証券売買時の売買委託手数料、設立に係る費用、法律顧問費用、監査費用、信託財産に関する租税など。
その他	
投資顧問会社	日興アセットマネジメント ヨーロッパ リミテッド
管理会社	日興AMグローバル・ケイマン・リミテッド
信託期間	2109年12月31日まで
決算日	原則として、毎年8月末日

＜JB エナジー・トランジション・ファンド JPYクラス＞（ルクセンブルグ籍円建外国投資法人）

運用の基本方針	
基本方針	エネルギー関連企業の株式を主要投資対象とし、中長期的な信託財産の成長をめざして運用を行ないます。
主な投資対象	石油・ガス等の従来型エネルギー関連企業や風力・太陽光発電等の再生エネルギー関連企業の株式を主な投資対象とします
投資方針	・主として、石油・ガス等の従来型エネルギー関連企業や風力・太陽光発電等の再生エネルギー関連企業の自国通貨建株式あるいは他通貨建株式に投資を行ない、中長期的な信託財産の成長を目指します。 ・株式の銘柄選択にあたっては、ボトムアップ分析を重視します。 ・外貨建資産への投資にあたっては、原則として為替ヘッジを行ないません。 ・ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったときなどやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用が出来ない場合があります。

主な投資制限	・ 1 銘柄の組入れは、原則として組入れ時の純資産総額の10%を限度として投資します。なお、組入比率が5 %以上となる銘柄の合計額は、純資産総額の40%を上限とします。 ・ 純資産総額の10%を超える借入れは行ないません。
収益分配	原則、収益分配は行ないません。
ファンドに係る費用	
信託報酬など	純資産総額に対して年率0.85% （国内における消費税等相当額はかかりません。）
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	事務管理費用、資産の保管費用、有価証券売買時の売買委託手数料、設立に係る費用、法律顧問費用、監査費用、信託財産に関する租税など。
その他	
投資顧問会社	スイス・アンド・グローバル・アセットマネジメント
信託期間	無期限
決算日	原則として、毎年6月末日

＜SAM ウォーター ファンド＞（ケイマン籍円建外国投資信託）

運用の基本方針	
基本方針	水関連企業への投資を行ない、中長期的な信託財産の成長をめざして運用を行ないます。
主な投資対象	世界各国の株式市場に上場している水関連企業を主要投資対象とします。
投資方針	・ 世界の水関連企業の中から、持続的な成長が期待できる企業を選定し、投資します。 ・ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行ないません。
主な投資制限	・ 1 銘柄の組入れは、原則として組入れ時の純資産総額の10%を限度として投資します。 ・ 借入残高の合計金額が、純資産総額の10%未満の範囲で借入れを行なう場合があります。
収益分配	毎決算時に、分配金額は、基準価額水準、市況動向などを勘案して決定し、分配対象額が少額の場合には分配を行なわないこともあります。
ファンドに係る費用	
信託報酬など	純資産総額に対して年率0.58%（国内における消費税等相当額はかかりません。） ※この他に、固定報酬として月額30万円がかかります。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	事務管理費用、資産の保管費用、有価証券売買時の売買委託手数料、設立に係る費用、法律顧問費用、監査費用、信託財産に関する租税など。
その他	
投資顧問会社	ロベコSAM
管理会社	日興AMグローバル・ケイマン・リミテッド
信託期間	無期限
決算日	原則として、毎年12月31日

＜生物多様性ファンド（適格機関投資家専用）＞

運用の基本方針	
基本方針	主として、「生物多様性企業応援マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券への投資を通じて、投資信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行ないます。
主な投資対象	マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。
投資方針	・主として、マザーファンド受益証券への投資を通じて、生物多様性の保全と持続可能な利用に積極的に取り組む日本企業の株式に投資し、投資信託財産の中長期的な成長をめざします。 ・株式のポートフォリオの構築にあたっては、個別銘柄の時価総額、流動性などを勘案し、組入比率を決定します。 ・株式への実質投資比率は高位を保ちます。ただし、株式相場下落の可能性が高いと判断した場合には、キャッシュ比率の引き上げおよび約款に定める有価証券先物取引などを用いることにより、実質的な株式の投資比率を引き下げるよう努めます。 ・株式以外の資産（他の投資信託受益証券を通じて投資する場合は、当該他の投資信託の投資信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の投資信託財産に属するとみなした部分を含みます。）への投資は、原則として投資信託財産総額の50%以下とします。 ・ただし、資金動向、市況動向の急激な変化が生じたときなどならびに投資信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。
主な投資制限	・株式への実質投資割合には制限を設けません。 ・外貨建資産への投資は行ないません。
収益分配	毎決算時に、分配金額は、基準価額水準、市況動向などを勘案して決定し、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。
ファンドに係る費用	
信託報酬	純資産総額に対して年率0.7776%（税抜0.72%）
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、監査費用、信託財産に関する租税など。 ※上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
その他	
委託会社	三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
受託会社	三井住友信託銀行株式会社
信託期間	無期限（平成22年8月2日設定）
決算日	毎年4月、10月の各20日（休業日の場合は翌営業日）

（ご参考）生物多様性企業応援マザーファンド

運用の基本方針	
基本方針	この投資信託は、わが国の株式を主要投資対象とし、投資信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行ないます。
主な投資対象	わが国の株式を主要投資対象とします。

	投資方針	・主として、生物多様性の保全と持続可能な利用に積極的に取り組む日本企業の株式に投資し、投資信託財産の中長期的な成長をめざします。 ・株式のポートフォリオの構築にあたっては、個別銘柄の時価総額、流動性などを考慮して組入比率を決定します。 ・銘柄選定にあたっては、三井住友信託銀行から助言を受けます。 ・株式への投資比率は高位を保ちます。ただし、株式相場下落の可能性が高いと判断した場合には、キャッシュ比率の引き上げおよび約款に定める有価証券先物取引などを用いることにより、実質的な株式の投資比率を引き下げるよう努めます。 ・株式以外の資産への投資は、原則として投資信託財産総額の50%以下とします。 ・ただし、資金動向、市況動向の急激な変化が生じたときなどならびに投資信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。
	主な投資制限	・株式への投資割合には制限を設けません。 ・外貨建資産への投資は行ないません。
	収益分配	収益分配は行ないません。
ファンドに係る費用		
	信託報酬	ありません。
	申込手数料	ありません。
	信託財産留保額	ありません。
	その他の費用など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税など。 ※上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
その他		
	委託会社	三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
	受託会社	三井住友信託銀行株式会社
	投資顧問会社	三井住友信託銀行株式会社
	信託期間	無期限（平成22年8月2日設定）
	決算日	毎年4月20日（休業日の場合は翌営業日）

（３）【運用体制】

```

graph TD
    CIO[チーフ インベストメント オフィサー (CIO)] --> S[株式運用部門]
    CIO --> B[債券運用部門]
    CIO --> A[オルタナティブ運用部門]
    CIO --> P[パッシブ運用部門]
    CIO --> E[外部委託運用部門]
    S <--> MA[マクロ&ミクロ調査分析部門]
    S <--> EP[運用企画部門]
    B <--> EP
    A <--> EP
    P <--> EP
    E <--> EP
    SGP[S, B, A, P, E] --> TR[トレーディング部門]
  
```

取締役会 など

↓

■ 運用方針の策定

投資委員会
(基本方針の策定)

国内外の経済見通し、市況見通し
および資産配分の基本方針を決定し
ます。

↓

各運用部門
(運用方針の策定)

投資委員会の決定に基づき、個別
資産および資産配分戦略に係る
具体的な運用方針を策定します。

↓

■ 運用の実行

**各運用部門の
ファンドマネージャー**
(ポートフォリオの構築・管理)

個別ファンドのガイドラインおよび
それぞれの運用方針に沿って、
ポートフォリオを構築・管理します。

↓

発注政策委員会

- ・情報提供力、執行対応力において
最適と判断し得る発注業者、発注
方針などの決定

↓

トレーディング部門
(売買執行)

発注政策委員会の決定のもと、
最良執行のプロセスで取引売買を
執行します。

↓

運用分析会議

- ・運用状況について運用パフォーマンスの
評価・分析などの審議
など

運用リスク委員会

- ・運用リスクに関する効率的な管理状
況の把握およびモニタリング
など

**内部監査関連部門
(5名程度)**

- ・運用を含む社内業務に係る内部
管理態勢の妥当性の検証・評価
- ・監査結果の取締役会への報告お
よび指摘事項是正の事後点検
など

**リスク管理/コンプライ
アンス業務担当部門
(40名程度)**

- ・運用行為に関連する信用リスク、
事務リスクの管理およびモニタ
リング業務
- ・運用実績の評価・分析
- ・遵守状況の管理に関する業務
など

「受託会社」に対しては、日々の純資産割合、月次の勘定残高割合などを行なっております。また、独立した監査法人が所定の手続きで受託業務について監査を行っており、内部統制が有効に機能している旨の監査報告書を定期的に受け取っております。

(4) 【分配方針】

毎決算時に、原則として次の通り収益分配を行なう方針です。

- 経費控除後の利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）などの全額とします。

- 分配金額は、委託会社が決定するものとし、原則として、安定した分配を継続的に行なうことをめざします。

- 収益分配に充てず信託財産内に留保した利益については、約款に定める運用の基本方針に基づき運用を行ないます。

② 収益分配金の支払い

<分配金再投資コース>

原則として、収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資されます。

<分配金受取りコース>

毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日まで）から収益分配金を支払います。支払いは販売会社において行なわれます。

（５）【投資制限】

① 約款に定める投資制限

- 1) 投資信託証券、短期社債等（社債、株式等の振替に関する法律第66条第1号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。）、コマーシャル・ペーパーおよび指定金銭信託以外の有価証券への直接投資は行ないません。
- 2) 有価証券先物取引等のデリバティブ取引ならびに有価証券の貸付、空売りおよび借入れは行ないません。
- 3) 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
- 4) 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
- 5) 信託財産に属する外貨建資産の時価総額と投資信託証券またはマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。
- 6) 信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、解約に伴う支払資金の手当て（解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、および再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。資金借入額および借入期間は、次に掲げる要件を満たす範囲内とします。
 - イ) 解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、解約金の支払資金の手当てのために行なった有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内
 - ロ) 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内
 - ハ) 借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の範囲内
- ニ) 解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とします。
- ホ) 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。

3 【投資リスク】

（１）ファンドのリスク

当ファンドの投資にあたっては、主に以下のリスクを伴います。お申込みの際は、当ファンドのリスクを十分に認識・検討し、慎重に投資のご判断を行なっていただく必要があります。

- ・ 投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者（受益者）の皆様に帰属します。なお、当ファンドは預貯金とは異なります。
- ・ 当ファンドは、主に株式および債券を実質的な投資対象としますので、株式および債券の価格の下落や、株式および債券の発行体の財務状況や業績の悪化などの影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建資産に投資する場合には、為替の変動により損失を被ることがあります。

投資対象とする投資信託証券の主なリスクは以下の通りです。

① 価格変動リスク

- ・一般に株式の価格は、会社の成長性や収益性の企業情報および当該情報の変化に影響を受けて変動します。また、国内および海外の経済・政治情勢などの影響を受けて変動します。ファンドにおいては、株式の価格変動または流動性の予想外の変動があった場合、重大な損失が生じるリスクがあります。
- ・一般に公社債は、金利変動により価格が変動するリスクがあります。一般に金利が上昇した場合には価格は下落し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。ただし、その価格変動幅は、残存期間やクーポンレートなどの発行条件などにより債券ごとに異なります。
- ・一般に新興国の株式および債券は、先進国の株式および債券に比べて価格変動が大きくなる傾向があり、基準価額にも大きな影響を与える場合があります。

② 流動性リスク

- ・市場規模や取引量が少ない状況においては、有価証券の取得、売却時の売買価格は取引量の大きさに影響を受け、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却できないリスク、あるいは、価格の高低に関わらず取引量が限られてしまうリスクがあり、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。
- ・一般に新興国の株式および債券は、先進国の株式および債券に比べて市場規模や取引量が少ないため、流動性リスクが高まる場合があります。

③ 信用リスク

- ・一般に投資した企業の経営などに直接・間接を問わず重大な危機が生じた場合には、ファンドにも重大な損失が生じるリスクがあります。デフォルト（債務不履行）や企業倒産の懸念から、発行体の株式などの価格は大きく下落（価格がゼロになることもあります。）し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。また、金融商品取引所が定める一定の基準に該当した場合、上場が廃止される可能性があり、廃止される恐れや廃止となる場合も発行体の株式などの価格は下がり、ファンドにおいて重大な損失が生じるリスクがあります。
- ・一般に公社債および短期金融資産の発行体にデフォルト（債務不履行）が生じた場合またはそれが予想される場合には、公社債および短期金融資産の価格が下落（価格がゼロになることもあります。）し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。また、実際にデフォルトが生じた場合、投資した資金が回収できないリスクが高い確率で発生します。
- ・一般に新興国の債券は、先進国の債券に比べて利回りが高い反面、価格変動が大きく、デフォルトが生じるリスクが高まる場合があります。
- ・格付を有する債券については、当該格付の変更に伴ない価格が下落するリスクもあります。
- ・ファンドの資金をコール・ローン、譲渡性預金証書などの短期金融資産で運用することがありますが、買付け相手先の債務不履行により損失が発生することがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

④ 為替変動リスク

- ・外貨建資産については、一般に外国為替相場が当該資産の通貨に対して円高になった場合には、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。
- ・一般に新興国の通貨は、先進国の通貨に比べて為替変動が大きくなる場合があります。

⑤ カントリー・リスク

- ・投資対象国における非常事態など（金融危機、財政上の理由による国自体のデフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争など）を含む市況動向や資金動向などによっては、ファンドにおいて重大な損失が生じるリスクがあり、投資方針に従った運用ができない場合があります。
- ・一般に新興国は、情報の開示などが先進国に比べて充分でない、あるいは正確な情報の入手が遅延する場合があります。
- ・ファンドの投資対象資産が上場または取引されている諸国の税制は各国によって異なります。また、それらの諸国における税制が一方的に変更されたり、新たな税制が適用されたりすることもあります。以上のような要因は、ファンドの信託財産の価値に影響を与える可能性があります。

※ファンドが投資対象とする投資信託証券は、これらの影響を受けて価格が変動しますので、ファンド自身にもこれらのリスクがあります。

<その他の留意事項>

・システムリスク・市場リスクなどに関する事項

証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化、政策の変更もしくはコンピューター・ネットワーク関係の不慮の出来事などの諸事情により有価証券取引や為替取引などが一時的に停止されることがあります。これにより、ファンドの投資方針に従った運用ができない場合があります。上記の状況が発生した場合や、その他の事由により基準価額の算出が困難となる状況が発生した場合などには、委託会社の判断により一時的に取得・換金の取り扱いを停止することもあります。

・投資対象とする投資信託証券に関する事項

諸事情により、投資対象とする投資信託証券にかかる投資や換金ができない場合があります。これにより、ファンドの投資方針に従った運用ができなくなる場合があります。また、一時的にファンドの取得・換金ができなくなることもあります。

・解約によるファンドの資金流出に伴う基準価額変動に関する事項

一度に大量の解約があった場合に、解約資金の手当てをするため保有している有価証券を一度に大量に売却することがあります。その際は評価価格と実際の取引価格に差が生じるなどして、ファンドの基準価額が大きく変動する可能性があります。

・基準価額の妥当性に疑義が生じた場合の取得・換金の停止に関する事項

ファンドの基準価額の算出に用いた評価価格と実際の取引価格に差が生じるなど、基準価額の妥当性に疑義が生じる場合は、委託会社の判断により、一時的に取得・換金の取扱いを停止する場合があります。

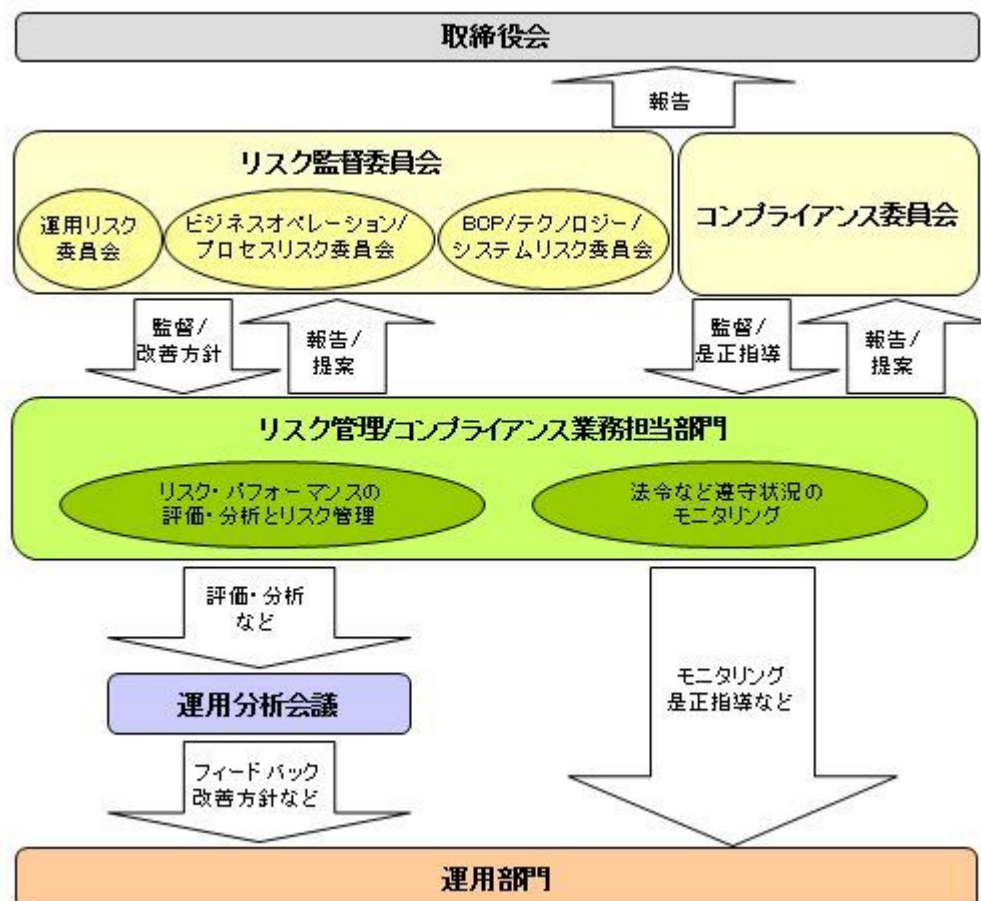
・運用制限や規制上の制限に関する事項

関係する法令規制上、または社内方針などにより取引が制限されることがあります。例えば、委託会社またはその関連会社が特定の銘柄の未公開情報を受領している場合には、当該銘柄の売買が制限されることがあります。また、委託会社またはその関連会社が行なう投資または他の運用業務に関連して、取引が制限されることがあります。したがって、これらの制限により当ファンドの運用実績に影響を及ぼす可能性があります。

・法令・税制・会計方針などの変更に関する事項

ファンドに適用される法令・税制・会計方針などは、今後変更される場合があります。

(2) リスク管理体制



■全社リスク管理

当社は運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク管理部門を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。当社グループの法令などの遵守状況およびリスク管理状況については、リスク管理部門が事務局を務めるリスク監督委員会を通して経営陣に報告され、更に年一度以上取締役会に対して全体的な活動状況を報告しております。本委員会およびその部門別委員会においては、各種リスク（運用リスク、事務リスク、システムリスクなど）に関するモニタリングとその報告に加えて、重大なリスクの洗い出し、より予防的なリスクの軽減に繋がる施策、管理手法の構築などに努めております。

■リスク・パフォーマンスの評価・分析とリスク管理

ファンド財産について運用状況の評価・分析と運用プロセスおよびリスク運営状況のモニタリングを行いません。運用パフォーマンスおよびリスクに係る評価と分析の結果については運用分析会議に報告し、リスク管理状況についてはリスク監督委員会あるいはその部門別委員会へ報告され、問題点の原因の究明や改善策策定が図られます。加えて外部委託運用部門は、外部委託ファンドの運用管理を行ない、投資方針に沿った運用が行なわれているかなどのモニタリングを行なっています。

■法令など遵守状況のモニタリング

運用における法令・諸規則、信託約款などの遵守状況については、リスク管理／コンプライアンス業務担当部門が管理を行ないます。問題点についてはリスク管理／コンプライアンス関連の委員会に報告され、必要に応じ運用部門に対し是正指導が行なわれるなど、適切に管理・監督を行ないます。

※上記体制は平成26年6月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

4【手数料等及び税金】

（1）【申込手数料】

販売会社が定めるものとします。申込手数料率につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

- ・販売会社における申込手数料率は3.24%（税抜3%）が上限となっております。
- ・申込手数料の額（1口当たり）は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込手数料率を乗じて得た額とします。
- ・＜分配金再投資コース＞の場合、収益分配金の再投資により取得する口数については、申込手数料はかかりません。
- ・販売会社によっては、償還乗換、乗換優遇の適用を受けることができる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（2）【換金（解約）手数料】

- ① 換金手数料
ありません。
- ② 信託財産留保額
ありません。

（3）【信託報酬等】

① 信託報酬

信託報酬率（年率）＜純資産総額に対し＞	
当ファンド	1.13724%（税抜1.053%）
投資対象とする投資信託証券	0.43463%（税抜0.43175%）程度 [※]
実質的負担	1.57187%（税抜1.48475%）程度

・当ファンドの信託報酬は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し年1.13724%（税抜1.053%）の率を乗じて得た額とします。

・投資対象とする投資信託証券の組入れに係る信託報酬率（年率）0.43463%（税抜0.43175%）程度[※]がかかり、受益者が実質的に負担する信託報酬率（年率）は1.57187%（税抜1.48475%）程度となります。

※投資対象とする投資信託証券の信託報酬率（年率）は、「エコロジー・ボンド・ファンド クラスA」を70%、「JB エナジー・トランジション・ファンド JPYクラス」および「SAM ウォーターファンド」をそれぞれ12.5%、「生物多様性ファンド（適格機関投資家専用）」を5%組み入れると想定した場合の概算値です。

※この他に、投資対象とする「SAM ウォーター ファンド」においては、固定報酬がかかります。

※投資対象とする投資信託証券の信託報酬の詳細については、「第1 ファンドの状況 2－投資方針－（2）投資対象」－「投資対象とする投資信託証券の概要」をご覧ください。

※受益者が実質的に負担する信託報酬率（年率）は、投資対象とする投資信託証券の組入比率や当該投資信託証券の変更などにより変動します。

② 信託報酬の配分

当ファンドの信託報酬の配分は以下の通りとします。

信託報酬率（年率）			
合 計	委託会社	販売会社	受託会社
1.053%	0.363%	0.650%	0.040%

※表中の率は税抜です。別途消費税がかかります。

③ 支払時期

信託報酬（信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。）は、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払います。

（4）【その他の手数料等】

以下の諸費用およびそれに付随する消費税等相当額について、委託会社は、その支払いをファンドのために行ない、ファンドの日々の純資産総額に対して年率0.1%を乗じた額の信託期間を通じた合計を上限として、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。（以下「実費方式」といいます。）また、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、その金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、見積額に基づいて見積率を算出し、かかる見積率を信託財産の純資産総額に乗じて得た額にかかる諸費用の合計額とみなして、信託財産から支弁を受けることができます。（以下「見積方式」といいます。）ただし、委託会社は、信託財産の規模などを考慮して、信託の設定時または期中に、かかる諸費用の見積率を見直し、年率0.1%を上限として、これを変更することができます。委託会社は、実費方式または見積方式のいずれを用いるかについて、信託期間を通じて随時、見直すことができます。これら諸費用は、委託会社が定めた時期に、信託財産から支払います。

- ① 振替受益権に係る費用ならびにやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合における発行および管理事務に係る費用。
- ② 有価証券届出書、有価証券報告書および臨時報告書（これらの訂正に係る書類を含みます。）の作成、印刷および提出に係る費用。
- ③ 目論見書および仮目論見書（これらの訂正事項分を含みます。）の作成、印刷および交付に係る費用（これらを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）。
- ④ 信託約款の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）。
- ⑤ 運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）。
- ⑥ ファンドの受益者に対して行なう公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用。
- ⑦ 格付の取得に要する費用。
- ⑧ ファンドの監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用。

信託財産に関する以下の費用およびそれに付随する消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産から支払います。

- ① 組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料。
- ② 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、外貨建資産の保管などに要する費用、解約に伴う支払資金の手当てなどを目的とした借入金の利息および受託会社の立て替えた立替金の利息。

＜投資対象とする投資信託証券に係る費用＞

「エコロジー・ボンド・ファンド クラスA」

「JB エナジー・トランジション・ファンド JPYクラス」

「SAM ウォーター ファンド」

- ・事務管理費用
- ・資産の保管費用
- ・有価証券売買時の売買委託手数料
- ・設立に係る費用
- ・法律顧問費用
- ・監査費用
- ・信託財産に関する租税 など

「生物多様性ファンド（適格機関投資家専用）」

- ・組入有価証券の売買時の売買委託手数料
- ・信託事務の処理に要する諸費用
- ・監査費用
- ・信託財産に関する租税 など

※売買委託手数料などは、保有期間や運用の状況などに応じて異なり、あらかじめ見積もることができないため、表示することができません。

投資家の皆様にご負担いただく手数料などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりますので、表示することができません。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。

① 個人受益者の場合

１）収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）のいずれかを選択することもできます。

２）解約金および償還金に対する課税

解約時および償還時の差益（譲渡益）^{*}については譲渡所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座（源泉徴収選択口座）を選択している場合は、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。

※解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益

※確定申告等により、解約時および償還時の差損（譲渡損失）については、上場株式等の譲渡益および上場株式等の配当等（申告分離課税を選択したものに限り、）と損益通算が可能です。また、解約時および償還時の差益（譲渡益）および普通分配金（申告分離課税を選択したものに限り、）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

※少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」をご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

② 法人受益者の場合

１）収益分配金、解約金、償還金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額について

は配当所得として、15.315%（所得税のみ）の税率による源泉徴収が行なわれます。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

2) 益金不算入制度の適用

益金不算入制度は適用されません。

※買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

③ 個別元本

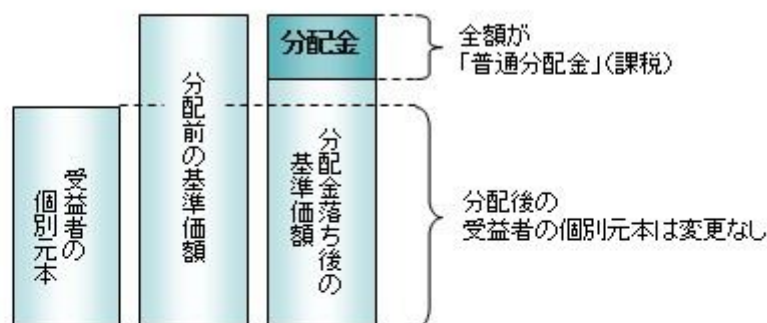
- 1) 各受益者の買付時の基準価額（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が個別元本になります。
- 2) 受益者が同一ファンドを複数回お申込みの場合、1口当たりの個別元本は、申込口数で加重平均した値となります。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

④ 普通分配金と元本払戻金(特別分配金)

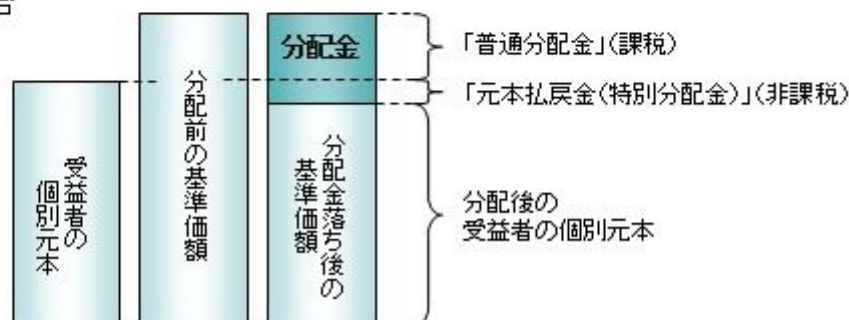
- 1) 収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。
- 2) 受益者が収益分配金を受け取る際
 - イ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。
 - ロ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、収益分配金から元本払戻金(特別分配金)を控除した金額が普通分配金となります。
 - ハ) 収益分配金発生時に、その個別元本から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

<分配金に関するイメージ図>

イ) の場合



ロ)、ハ) の場合



※上記は平成26年 9月17日現在のものですので、税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

以下の運用状況は2014年 6月30日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1) 【投資状況】

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	日本	54,939,504	4.87
	ケイマン	921,183,999	81.69
	小計	976,123,503	86.56
投資証券	ルクセンブルク	140,432,287	12.45
コール・ローン等、その他資産（負債控除後）	—	11,136,227	0.99
合計（純資産総額）		1,127,692,017	100.00

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

イ.評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
ケイマン	投資信託受益証券	エコロジー・ボンド・ファンド クラスA	1,158,827,320	0.66	774,428,561	0.67	782,440,206	69.38
ルクセンブルク	投資証券	J B エナジー・トランジション・ファンド J P Yクラス	75,282,667	1.8529	139,496,854	1.8654	140,432,287	12.45
ケイマン	投資信託受益証券	S A M ウォーター ファンド	138,149,750	1	139,440,697	1	138,743,793	12.30
日本	投資信託受益証券	生物多様性ファンド（適格機関投資家専用）	38,911,753	1.3926	54,190,572	1.4119	54,939,504	4.87

ロ.種類別の投資比率

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	86.56
投資証券	12.45
合 計	99.01

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

期別	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額(円)	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第1特定期間末 (2010年12月17日)	2,195	2,206	0.9982	1.0032
第2特定期間末 (2011年 6月17日)	3,859	3,879	0.9500	0.9550
第3特定期間末 (2011年12月19日)	3,075	3,094	0.7982	0.8032
第4特定期間末 (2012年 6月18日)	2,588	2,603	0.8129	0.8179
第5特定期間末 (2012年12月17日)	2,164	2,176	0.8887	0.8937
第6特定期間末 (2013年 6月17日)	1,574	1,582	0.9735	0.9785
第7特定期間末 (2013年12月17日)	1,281	1,288	1.0282	1.0332
第8特定期間末 (2014年 6月17日)	1,096	1,101	1.0299	1.0349
2013年 6月末日	1,573	—	0.9814	—
7月末日	1,483	—	0.9857	—
8月末日	1,387	—	0.9492	—
9月末日	1,431	—	0.9887	—
10月末日	1,396	—	1.0192	—
11月末日	1,359	—	1.0288	—
12月末日	1,379	—	1.0470	—
2014年 1月末日	1,285	—	0.9890	—
2月末日	1,297	—	1.0126	—
3月末日	1,250	—	1.0224	—
4月末日	1,225	—	1.0193	—
5月末日	1,217	—	1.0303	—
6月末日	1,127	—	1.0380	—

(注)分配付きの金額は、特定期間末の金額に当該特定期間末の分配金を加算した金額です。

②【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金（円）
第1特定期間	2010年 7月30日～2010年12月17日	0.0150
第2特定期間	2010年12月18日～2011年 6月17日	0.0300
第3特定期間	2011年 6月18日～2011年12月19日	0.0300
第4特定期間	2011年12月20日～2012年 6月18日	0.0300
第5特定期間	2012年 6月19日～2012年12月17日	0.0300
第6特定期間	2012年12月18日～2013年 6月17日	0.0300
第7特定期間	2013年 6月18日～2013年12月17日	0.0300
第8特定期間	2013年12月18日～2014年 6月17日	0.0300

③【収益率の推移】

期	期間	収益率（％）
---	----	--------

第1特定期間	2010年 7月30日～2010年12月17日	1.32
第2特定期間	2010年12月18日～2011年 6月17日	△1.82
第3特定期間	2011年 6月18日～2011年12月19日	△12.82
第4特定期間	2011年12月20日～2012年 6月18日	5.60
第5特定期間	2012年 6月19日～2012年12月17日	13.02
第6特定期間	2012年12月18日～2013年 6月17日	12.92
第7特定期間	2013年 6月18日～2013年12月17日	8.70
第8特定期間	2013年12月18日～2014年 6月17日	3.08

(注)各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額（分配落ち）に当該特定期間の分配金を加算し、当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落ち、以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

（４）【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第1特定期間	2010年 7月30日～2010年12月17日	2,259,775,252	60,485,004
第2特定期間	2010年12月18日～2011年 6月17日	2,176,532,697	313,203,886
第3特定期間	2011年 6月18日～2011年12月19日	447,730,106	657,074,579
第4特定期間	2011年12月20日～2012年 6月18日	86,652,467	756,142,798
第5特定期間	2012年 6月19日～2012年12月17日	39,667,500	788,170,789
第6特定期間	2012年12月18日～2013年 6月17日	166,026,779	984,131,882
第7特定期間	2013年 6月18日～2013年12月17日	80,258,453	450,701,182
第8特定期間	2013年12月18日～2014年 6月17日	185,125,621	367,534,086

(注)第1特定期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

《参考情報》

運用実績

2014年6月30日現在

基準価額・純資産の推移



基準価額..... 10,380円

純資産総額..... 11.27億円

※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の1万口当たりの値です。

※分配金込基準価額は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであることにご留意ください。

分配の推移(税引前、1万口当たり)

2014年2月	2014年3月	2014年4月	2014年5月	2014年6月	最近1年間累計	設定来累計
50円	50円	50円	50円	50円	600円	2,250円

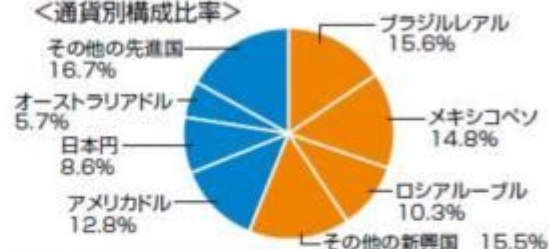
主要な資産の状況

<資産構成比率>

組入資産	比率
エコロジー・ボンド・ファンド クラスA	69.4%
JB エナジー・トランジション・ファンド JPYクラス	12.5%
SAM ウォーター・ファンド	12.3%
生物多様性ファンド(適格機関投資家専用)	4.9%
現金その他	1.0%

※当ファンドの対純資産総額比です。

<通貨別構成比率>



※当ファンドの対純資産総額比です。

※各運用会社から提供されたデータをもとに計算した概算値です。

<投資対象資産の内容>

投資対象 (ファンド名)	資産構成比 比率 ^{※1}	外国通貨別構成比(上位5通貨)		公社債種別構成比率	
		通貨	比率 ^{※2}	公社債種別	比率 ^{※2}
債券 (エコロジー・ボンド・ファンド クラスA)	69.4%	ブラジルレアル	21.9%	国債	0.0%
		メキシコペソ	21.4%	政府機関債	
		ロシアルーブル	14.8%	政府保証債	
		トルコリラ	13.2%	国際機関債	98.7%
		南アフリカランド	8.7%	その他	1.3%

※上記のうち、環境関連債券の比率は、60.3%です。

投資対象 (ファンド名)	資産構成比 比率 ^{※1}	株式組入上位銘柄			
		銘柄名	国名	投資テーマ・業種など	比率 ^{※2}
株式 (JB エナジー・トランジション・ファンド JPYクラス)	12.5%	MASTEC INC	アメリカ	電力供給	3.5%
		EOG RESOURCES INC	アメリカ	資源	3.4%
		SUNEDISON INC	アメリカ	太陽光	3.4%
株式 (SAM ウォーター・ファンド)	12.3%	Danaher Corp	アメリカ	水質の管理・分析	4.9%
		Veolia Environnement SA	フランス	水関連の公益事業	4.8%
		American Water Works Co Inc	アメリカ	水関連の公益事業	4.8%
株式 (生物多様性ファンド(適格機関投資家専用))	4.9%	デンソー	日本	輸送用機器	4.9%
		みずほフィナンシャルグループ	日本	銀行業	4.8%
		信越化学工業	日本	化学	4.2%
現金その他	1.0%				

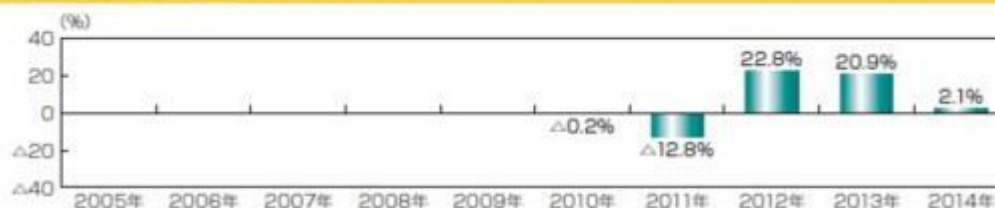
※1 当ファンドの対純資産総額比です。

※2 エコロジー・ボンド・ファンド クラスA、JB エナジー・トランジション・ファンド JPYクラス、SAM ウォーター・ファンドの比率は、当該外国投資信託の純資産総額比です。

生物多様性ファンド(適格機関投資家専用)の比率は、当該投資信託のマザーファンドの純資産総額比です。

※上記は、各資産の運用を行なう運用会社より提供された情報です。

年間収益率の推移



※ファンドの年間収益率は、分配金(税引前)を再投資したものとして計算しております。

※当ファンドにはベンチマークはありません。

※2010年は、設定時から2010年末までの騰落率です。

※2014年は、2014年6月末までの騰落率です。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

※ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示しています。

第2【管理及び運営】

1【申込(販売) 手続等】

(1) 申込方法

販売会社所定の方法でお申し込みください。

(2) コースの選択

収益分配金の受取方法によって、＜分配金再投資コース＞と＜分配金受取りコース＞の2通りがあります。ただし、販売会社によって取扱コースは異なります。

＜分配金再投資コース＞

収益分配金を自動的に再投資するコースです。

＜分配金受取りコース＞

収益分配金を再投資せず、その都度受け取るコースです。

(3) 申込みの受付

販売会社の営業日に受け付けます。

(4) 取扱時間

原則として、午後3時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

(5) 取得申込不可日

販売会社の営業日であっても、下記のいずれかに該当する場合は、取得の申込みの受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

1. 取得申込日が英国証券取引所の休業日、ニューヨーク証券取引所の休業日、ロンドンの銀行休業日、ニューヨークの銀行休業日、チューリッヒの銀行休業日、ケイマンの銀行休業日またはルクセンブルグの銀行休業日の場合
2. 取得申込日の翌営業日がルクセンブルグの銀行休業日の場合

(6) 申込金額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額に、申込手数料と当該手数料に係る消費税等相当額を加算した額です。

(7) 申込単位

販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

＜委託会社の照会先＞

日興アセットマネジメント株式会社

ホームページ アドレス <http://www.nikkoam.com/>

コールセンター 電話番号 0120-25-1404

午前9時～午後5時 土、日、祝・休日は除きます。

(8) 申込代金の支払い

取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する日までに販売会社へお支払いください。

(9) 受付の中止および取消

委託会社は、投資対象とする投資信託証券への投資ができない場合、金融商品取引所[※]における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争など）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少など、その他やむを得ない事情があるときは、取得の申込みの受付を中止すること、および既に受け付けた取得の申込みの受付を取り消すことができます。

※金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。

(10) 償還乗換

- ・受益者は、証券投資信託の償還金額（手取額）の範囲内（単位型証券投資信託については、償還金額（手取額）とその元本額のいずれか大きい額とします。）で取得する口数に係る申込手数料を徴収されない措置の適用を受けることができる場合があります。この償還乗換優遇措置を採用するか否かの選択は販売会社に任せられておりますので、販売会社により対応が異なります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- ・この措置の適用を受ける受益者は、販売会社から、償還金の支払いを受けたことを証する書類の提示を求められることがあります。

(11) 乗換優遇

受益者は、信託期間終了日の1年前以内などの一定の要件を満たした証券投資信託を解約または買取請求により換金した際の代金をもって、換金を行なった販売会社において、取得申込みをする場合の手数料率が割引となる措置の適用を受けることができます。この乗換優遇措置を採用するか否

かの選択は販売会社に任せられておりますので、販売会社により対応が異なります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

2【換金（解約）手続等】

<解約請求による換金>

（1）解約の受付

販売会社の営業日に受け付けます。

（2）取扱時間

原則として、午後3時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

（3）解約請求不可日

販売会社の営業日であっても、下記のいずれかに該当する場合は、解約請求の受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

1. 解約請求日が英国証券取引所の休業日、ニューヨーク証券取引所の休業日、ロンドンの銀行休業日、ニューヨークの銀行休業日、チューリッヒの銀行休業日、ケイマンの銀行休業日またはルクセンブルグの銀行休業日の場合
2. 解約請求日の翌営業日がルクセンブルグの銀行休業日の場合

（4）解約制限

ファンドの規模および商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の解約には受付時間制限および金額制限を行なう場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（5）解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

・基準価額につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

<委託会社の照会先>

日興アセットマネジメント株式会社

ホームページ アドレス <http://www.nikkoam.com/>

コールセンター 電話番号 0120-25-1404

午前9時～午後5時 土、日、祝・休日は除きます。

（6）手取額

1口当たりの手取額は、解約価額から所得税および地方税を差し引いた金額となります。

※税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。

詳しくは、「課税上の取扱い」をご覧ください。

（7）解約単位

1口単位

※販売会社によっては、解約単位が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（8）解約代金の支払い

原則として、解約請求受付日から起算して8営業日目からお支払いします。

（9）受付の中止および取消

- ・委託会社は、投資対象とする投資信託証券からの換金ができない場合、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争など）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少など、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止すること、および既に受け付けた解約請求の受付を取り消すことができます。
- ・解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止当日およびその前営業日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が解約請求を受け付けない日であるときは、この計算日以降の最初の解約請求を受け付けることができる日とします。）に解約請求を受け付けたものとして取り扱います。

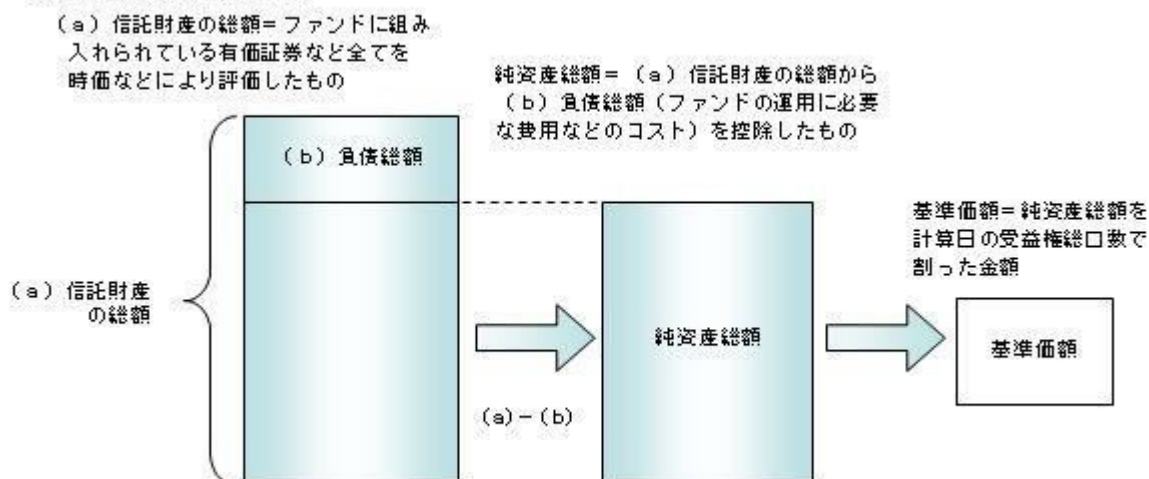
3【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

① 基準価額の算出

- ・基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。
- ・基準価額とは、信託財産に属する資産を評価して得た信託財産の総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、ファンドは1万口当りに換算した価額で表示することがあります。

＜基準価額算出の流れ＞



② 有価証券などの評価基準

- ・信託財産に属する資産については、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価します。

＜主な資産の評価方法＞

◇投資信託証券（国内籍）

原則として、基準価額計算日の基準価額で評価します。

◇投資信託証券（外国籍）

原則として、基準価額計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。

- ・外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客相場の仲値によって計算します。

③ 基準価額の照会方法

販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

＜委託会社の照会先＞

日興アセットマネジメント株式会社

ホームページ アドレス <http://www.nikkoam.com/>

コールセンター 電話番号 0120-25-1404

午前9時～午後5時 土、日、祝・休日は除きます。

（２）【保管】

該当事項はありません。

（３）【信託期間】

平成32年 6月17日までとします（平成22年 7月30日設定）。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

（４）【計算期間】

毎月18日から翌月17日までとします。ただし、各計算期間の末日が休業日のときはその翌営業日を計算期間の末日とし、その翌日より次の計算期間が開始されます。

（５）【その他】

① 信託の終了（繰上償還）

- １）委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させることができます。
 - イ）受益者の解約により純資産総額が10億円を下回ることとなった場合
 - ロ）繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき
 - ハ）やむを得ない事情が発生したとき
- ２）この場合、委託会社は書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。（後述の「書面決議」をご覧ください。）
- ３）委託会社は、次のいずれかの場合には、後述の「書面決議」の規定は適用せず、信託契約を解約し繰上償還させます。
 - イ）信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合で、書面決議が困難な場合
 - ロ）監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき
 - ハ）委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき（監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、書面決議で可決された場合、存続します。）
 - ニ）受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合またはその任務に違反するなどして解任された場合に、委託会社が新受託会社を選任できないとき
- ４）繰上償還を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

② 償還金について

- ・ 償還金は、信託終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して５営業日まで）から受益者に支払います。
- ・ 償還金の支払いは、販売会社において行なわれます。

③ 信託約款の変更など

- １）委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更すること、または当ファンドと他のファンドとの併合（以下「併合」といいます。）を行なうことができます。信託約款の変更または併合を行なう際には、委託会社は、その旨および内容をあらかじめ監督官庁に届け出ます。
- ２）この変更事項のうち、その内容が重大なものまたは併合については、書面決議を行ないます。（後述の「書面決議」をご覧ください。）

※上記規定は、2014年12月1日以降、以下の通り変更となります。

この変更事項のうち、その内容が重大なものまたは併合（受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものを除きます。）については、書面決議を行ないます。（後述の「書面決議」をご覧ください。）
- ３）委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後述の「書面決議」の規定を適用します。

④ 書面決議

- １）繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に対して、委託会社は書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびにその内容および理由などの事項を定め、決議の日の２週間前までに知れている受益者に対し書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。
- ２）受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、書面決議について賛成するものとみなします。
- ３）書面決議は、議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の３分の２以上にあたる多数をもって行ないます。

※上記規定は、2014年12月1日以降、以下の通り変更となります。

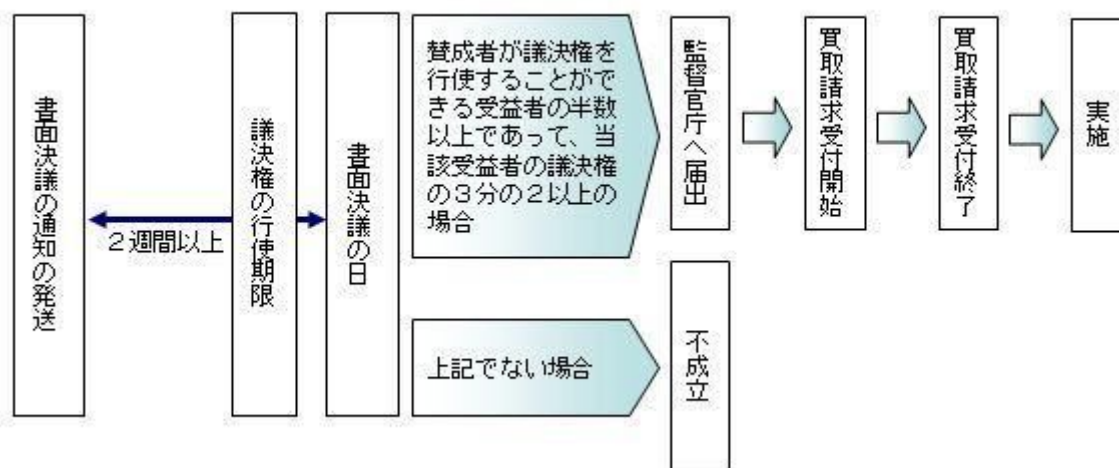
書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上にあたる多数をもって行ないます。
- ４）繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に関する委託会社の提案に対して、すべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、書面決議を行ないません。
- ５）当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合であっても、併合にかかる他のファンドにおいて併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行なうことはできません。

- 6) 当ファンドの繰上償還、信託約款の重大な変更または併合を行なう場合には、書面決議において反対した受益者は、受託会社に対し、自己の有する受益権を信託財産をもって買い取るべき旨を請求できます。

※上記規定は、2014年12月1日以降、以下の通り変更となります。

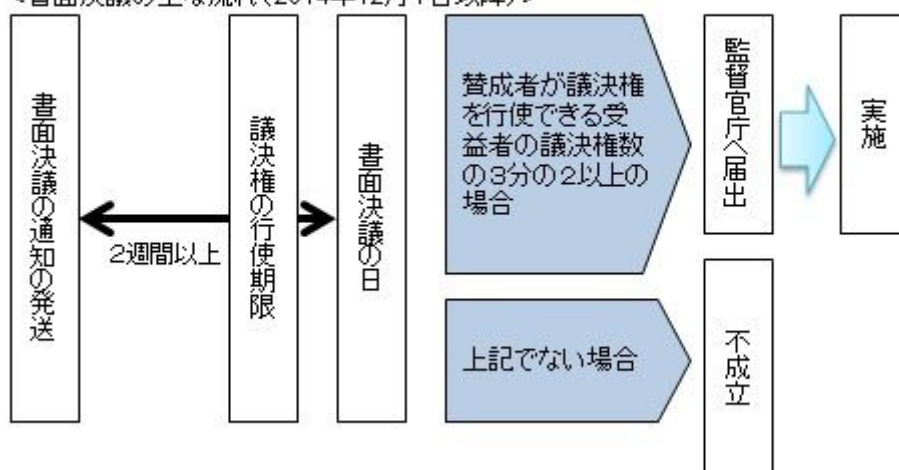
当ファンドは、受益者からの換金請求に対して、投資信託契約の一部を解約することにより応じることができるため、受益者の保護に欠けるおそれがないものとして、書面決議において反対した受益者からの買取請求は受け付けません。

<書面決議の主な流れ>



※書面決議の流れは、2014年12月1日以降、下図の通り変更となります。

<書面決議の主な流れ(2014年12月1日以降)>



⑤ 公告

公告は電子公告により行ない、委託会社のホームページに掲載します。

ホームページ アドレス <http://www.nikkoam.com/>

※なお、やむを得ない事由によって公告を電子公告によって行なうことができない場合には、公告は日本経済新聞に掲載します。

⑥ 運用報告書の作成

委託会社は、年2回（6月、12月）および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成します。運用報告書は原則として知れている受益者に対して交付されます。

※上記規定は、2014年12月1日以降、以下の通り変更となります。

- ・委託会社は、年2回（6月、12月）および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成します。
- ・交付運用報告書は、原則として知れている受益者に対して交付されます。
- ・運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページに掲載されます。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付請求があった場合には、交付します。

ホームページ アドレス <http://www.nikkoam.com/>

⑦ 関係法人との契約について

販売会社との募集の取扱いなどに関する契約の有効期間は契約日より1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに、販売会社、委託会社いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。

⑧ 他の受益者の氏名などの開示の請求の制限

受益者は、委託会社または受託会社に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

(1) 収益分配金・償還金受領権

- ・受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。
- ・ただし、受益者が収益分配金については支払開始日から5年間、償還金については支払開始日から10年間請求を行なわない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

(2) 解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき販売会社を通じて、委託会社に解約の請求をすることができます。

(3) 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドの計算期間は、6ヶ月未満であるため、財務諸表は6ヶ月ごとに作成しております。
- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、平成25年12月18日から平成26年 6月17日までの特定期間の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【グリーンバランスファンド】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 平成25年12月17日現在	当期 平成26年 6月17日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	67,197,105	96,643,586
投資信託受益証券	1,102,992,538	940,131,055
投資証券	159,044,464	138,773,241
未収入金	6,929,892	31,000,000
未収利息	113	149
流動資産合計	1,336,164,112	1,206,548,031
資産合計	1,336,164,112	1,206,548,031
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	6,233,665	5,321,623
未払解約金	46,210,950	102,716,015
未払受託者報酬	44,753	41,483
未払委託者報酬	1,133,613	1,050,853
その他未払費用	690,191	1,291,208
流動負債合計	54,313,172	110,421,182
負債合計	54,313,172	110,421,182
純資産の部		
元本等		
元本	1,246,733,134	1,064,324,669
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	35,117,806	31,802,180
（分配準備積立金）	183,250,953	168,535,375
元本等合計	1,281,850,940	1,096,126,849
純資産合計	1,281,850,940	1,096,126,849
負債純資産合計	1,336,164,112	1,206,548,031

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 自 平成25年 6月18日 至 平成25年12月17日	当期 自 平成25年12月18日 至 平成26年 6月17日
営業収益		
受取配当金	87,155,650	83,625,454
受取利息	9,024	7,911
有価証券売買等損益	42,311,710	△39,023,843
営業収益合計	129,476,384	44,609,522
営業費用		
受託者報酬	303,162	269,483
委託者報酬	7,679,117	6,826,286
その他費用	721,802	634,125
営業費用合計	8,704,081	7,729,894
営業利益又は営業損失（△）	120,772,303	36,879,628
経常利益又は経常損失（△）	120,772,303	36,879,628
当期純利益又は当期純損失（△）	120,772,303	36,879,628
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	890,008	3,596,943
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△42,867,068	35,117,806
剰余金増加額又は欠損金減少額	4,650,187	6,060,129
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	4,066,209	634,156
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	583,978	5,425,973
剰余金減少額又は欠損金増加額	4,189,400	6,031,610
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	3,787,357	6,031,610
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	402,043	-
分配金	42,358,208	36,626,830
期末剰余金又は期末欠損金（△）	35,117,806	31,802,180

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券
	移動平均法に基づき当該投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
	投資証券
	移動平均法に基づき当該投資証券の基準価額で評価しております。

(貸借対照表に関する注記)

		前期 平成25年12月17日現在	当期 平成26年 6月17日現在
1.	期首元本額	1,617,175,863円	1,246,733,134円
	期中追加設定元本額	80,258,453円	185,125,621円
	期中一部解約元本額	450,701,182円	367,534,086円
2.	受益権の総数	1,246,733,134口	1,064,324,669口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自 平成25年 6月18日 至 平成25年12月17日		当期 自 平成25年12月18日 至 平成26年 6月17日	
分配金の計算過程 自 平成25年 6月18日 至 平成25年 7月17日		分配金の計算過程 自 平成25年12月18日 至 平成26年 1月17日	
A	計算期末における費用控除後の 配当等収益	14,819,941円	A 計算期末における費用控除後の 配当等収益 12,695,047円
B	費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益	0円	B 費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益 0円
C	信託約款に定める収益調整金	54,354,789円	C 信託約款に定める収益調整金 73,355,770円
D	信託約款に定める分配準備積立 金	195,991,955円	D 信託約款に定める分配準備積立 金 173,300,429円
E	分配対象収益 (A+B+C+D)	265,166,685円	E 分配対象収益 (A+B+C+D) 259,351,246円
F	分配対象収益(1万口当たり)	1,710円	F 分配対象収益(1万口当たり) 1,991円
G	分配金額	7,751,517円	G 分配金額 6,510,577円
H	分配金額(1万口当たり)	50円	H 分配金額(1万口当たり) 50円
自 平成25年 7月18日 至 平成25年 8月19日		自 平成26年 1月18日 至 平成26年 2月17日	
A	計算期末における費用控除後の 配当等収益	13,188,356円	A 計算期末における費用控除後の 配当等収益 12,849,466円
B	費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益	0円	B 費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益 0円
C	信託約款に定める収益調整金	54,402,005円	C 信託約款に定める収益調整金 73,765,000円
D	信託約款に定める分配準備積立 金	191,616,605円	D 信託約款に定める分配準備積立 金 175,391,379円

E	分配対象収益（A+B+C+D）	259,206,966円	E	分配対象収益（A+B+C+D）	262,005,845円
F	分配対象収益(1万口当たり)	1,749円	F	分配対象収益(1万口当たり)	2,041円
G	分配金額	7,408,329円	G	分配金額	6,415,707円
H	分配金額(1万口当たり)	50円	H	分配金額(1万口当たり)	50円
	自 平成25年 8月20日			自 平成26年 2月18日	
	至 平成25年 9月17日			至 平成26年 3月17日	
A	計算期末における費用控除後の 配当等収益	14,166,642円	A	計算期末における費用控除後の 配当等収益	13,013,861円
B	費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益	0円	B	費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益	0円
C	信託約款に定める収益調整金	53,523,311円	C	信託約款に定める収益調整金	73,584,021円
D	信託約款に定める分配準備積立 金	191,132,315円	D	信託約款に定める分配準備積立 金	177,191,389円
E	分配対象収益（A+B+C+D）	258,822,268円	E	分配対象収益（A+B+C+D）	263,789,271円
F	分配対象収益(1万口当たり)	1,797円	F	分配対象収益(1万口当たり)	2,095円
G	分配金額	7,198,170円	G	分配金額	6,294,621円
H	分配金額(1万口当たり)	50円	H	分配金額(1万口当たり)	50円
	自 平成25年 9月18日			自 平成26年 3月18日	
	至 平成25年10月17日			至 平成26年 4月17日	
A	計算期末における費用控除後の 配当等収益	13,776,673円	A	計算期末における費用控除後の 配当等収益	13,279,074円
B	費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益	0円	B	費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益	0円
C	信託約款に定める収益調整金	55,261,568円	C	信託約款に定める収益調整金	74,705,814円
D	信託約款に定める分配準備積立 金	189,070,664円	D	信託約款に定める分配準備積立 金	175,307,013円
E	分配対象収益（A+B+C+D）	258,108,905円	E	分配対象収益（A+B+C+D）	263,291,901円
F	分配対象収益(1万口当たり)	1,846円	F	分配対象収益(1万口当たり)	2,155円
G	分配金額	6,989,576円	G	分配金額	6,107,995円
H	分配金額(1万口当たり)	50円	H	分配金額(1万口当たり)	50円
	自 平成25年10月18日			自 平成26年 4月18日	
	至 平成25年11月18日			至 平成26年 5月19日	
A	計算期末における費用控除後の 配当等収益	13,301,920円	A	計算期末における費用控除後の 配当等収益	12,422,332円
B	費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益	0円	B	費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益	0円
C	信託約款に定める収益調整金	55,306,739円	C	信託約款に定める収益調整金	74,011,518円
D	信託約款に定める分配準備積立 金	188,173,587円	D	信託約款に定める分配準備積立 金	177,627,595円
E	分配対象収益（A+B+C+D）	256,782,246円	E	分配対象収益（A+B+C+D）	264,061,445円
F	分配対象収益(1万口当たり)	1,894円	F	分配対象収益(1万口当たり)	2,209円
G	分配金額	6,776,951円	G	分配金額	5,976,307円
H	分配金額(1万口当たり)	50円	H	分配金額(1万口当たり)	50円
	自 平成25年11月19日			自 平成26年 5月20日	
	至 平成25年12月17日			至 平成26年 6月17日	
A	計算期末における費用控除後の 配当等収益	12,329,638円	A	計算期末における費用控除後の 配当等収益	11,594,980円
B	費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益	0円	B	費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益	0円

C 信託約款に定める収益調整金	52,882,051円	C 信託約款に定める収益調整金	67,549,808円
D 信託約款に定める分配準備積立金	177,154,980円	D 信託約款に定める分配準備積立金	162,262,018円
E 分配対象収益（A+B+C+D）	242,366,669円	E 分配対象収益（A+B+C+D）	241,406,806円
F 分配対象収益(1万口当たり)	1,943円	F 分配対象収益(1万口当たり)	2,268円
G 分配金額	6,233,665円	G 分配金額	5,321,623円
H 分配金額(1万口当たり)	50円	H 分配金額(1万口当たり)	50円

（金融商品に関する注記）

I 金融商品の状況に関する事項

	前期 自 平成25年 6月18日 至 平成25年12月17日	当期 自 平成25年12月18日 至 平成26年 6月17日
金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券等であり、全て売買目的で保有しております。また、主なデリバティブ取引には、為替予約取引があり、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するために行うことができます。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
金融商品に係るリスク管理体制	運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク管理部門を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。	同左

II 金融商品の時価等に関する事項

	前期 平成25年12月17日現在	当期 平成26年 6月17日現在
貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
時価の算定方法	(1)有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左

	(3) 上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の時価を帳簿価額としております。	(3) 上記以外の金融商品 同左
金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

前期（平成25年12月17日現在）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	7,213,726
投資証券	△847,501
合計	6,366,225

当期（平成26年 6月17日現在）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	△3,032,845
投資証券	9,077,783
合計	6,044,938

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報）

前期 平成25年12月17日現在	当期 平成26年 6月17日現在
1口当たり純資産額 1.0282円	1口当たり純資産額 1.0299円

(1万口当たり純資産額)	(10,282円)	(1万口当たり純資産額)	(10,299円)
--------------	-----------	--------------	-----------

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

（１）株式

該当事項はありません。

（２）株式以外の有価証券

（単位：円）

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	S A M ウォーター ファンド	135,776,451	137,066,327	
	エコロジー・ボンド・ファンド クラスA	1,119,298,232	747,803,148	
	生物多様性ファンド（適格機関投資家専用）	39,705,116	55,261,580	
投資信託受益証券 合計		1,294,779,799	940,131,055	
投資証券	J B エナジー・トランジション・ファンド J P Yクラス	74,899,202	138,773,241	
投資証券 合計		74,899,202	138,773,241	
合計		1,369,679,001	1,078,904,296	

（注）券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は2014年 6月30日現在です。

【純資産額計算書】

I 資産総額	1,156,179,268円
II 負債総額	28,487,251円
III 純資産総額（I－II）	1,127,692,017円
IV 発行済口数	1,086,432,053口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.0380円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

（1）名義書換

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求を行なわないものとします。

（2）受益者に対する特典

該当事項はありません。

（3）譲渡制限の内容

① 譲渡制限はありません。

② 受益権の譲渡

- ・受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ・前述の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社債、株式等の振替に関する法律の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
- ・前述の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合などにおいて、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

③ 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

（4）受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

（5）受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（6）質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払いなどについては、約款の規定によるほか、民法その他の法令などにしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

（1）資本金の額

平成26年6月末現在	資本金	17,363,045,900円
	発行可能株式総数	230,000,000株
	発行済株式総数	197,012,500株

●過去5年間ににおける主な資本金の増減

年月日	変更後（変更前）
平成21年10月1日	17,363,045,900円（16,403,045,900円）

（2）会社の意思決定機関（平成26年6月末現在）

・株主総会

株主総会は、取締役・監査役の選任および定款変更に係る決議などの株式会社の基本的な方針や重要な事項の決定を行ないます。

当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において、その権利を行使することができる株主とみなし、毎年3月31日（事業年度の終了）から3ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は必要に応じてこれを招集します。

・取締役会

取締役会は、業務執行の決定を行い、取締役の職務の執行の監督をします。

当社の取締役会は10名以内の取締役で構成され、取締役の任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。取締役会はその決議をもって、代表取締役若干名を選定します。

・監査役会

当社の監査役会は5名以内の監査役で構成され、監査役の任期は選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までを任期とします。監査役会は、その決議をもって常勤の監査役を選定します。

（3）運用の意思決定プロセス（平成26年6月末現在）

1. 投資委員会にて、国内外の経済見通し、市況見通しおよび資産配分の基本方針を決定します。
2. 各運用部門は、投資委員会の決定に基づき、個別資産および資産配分戦略に係る具体的な運用方針を策定します。
3. 各運用部門のファンドマネージャーは、上記方針を受け、個別ファンドのガイドラインおよびそれぞれの運用方針に沿って、ポートフォリオを構築・管理します。
4. トレーディング部門は、社会的信用力、情報提供力、執行対応力において最適と判断し得る発注業者、発注方針などを決定します。その上で、トレーダーは、最良執行のプロセスに則り売買を執行します。
5. 運用に関するリスク・パフォーマンスの評価と分析および法令など遵守状況のモニタリングとリスクの管理については、運用部門から独立したリスク管理／コンプライアンス業務担当部門が担当し、これを運用部門にフィードバックすることにより、適切な運用体制を維持できるように努めています。

2【事業の内容及び営業の概況】

- ・「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行なっています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行なっています。
- ・委託会社の運用する、平成26年6月末現在の投資信託などは次の通りです。

		純資産額
--	--	------

種 類	ファンド本数	(単位：億円)
投資信託総合計	506	95,284
株式投資信託	449	73,912
単位型	61	1,575
追加型	388	72,337
公社債投資信託	57	21,371
単位型	41	332
追加型	16	21,039
投資法人合計	1	41

3【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

なお、当事業年度（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）の財務諸表に含まれる比較情報については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成24年9月21日内閣府令第61号）附則第2条第2項により、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第55期事業年度（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

（1）【貸借対照表】

(単位：百万円)			
	第54期 (平成25年3月31日)		第55期 (平成26年3月31日)
資産の部			
流動資産			
現金・預金	※3	15,820	※3 17,805
有価証券		—	234
前払費用	※3	380	※3 419
未収入金		4	37
未収委託者報酬		7,472	7,162
未収収益	※3	342	※3 608
関係会社短期貸付金		606	240
立替金		335	303
繰延税金資産		869	984
その他	※2	30	※2 30
流動資産合計		25,862	27,826
固定資産			
有形固定資産			
建物	※1	48	※1 47
器具備品	※1	124	※1 134
有形固定資産合計		172	181
無形固定資産			

ソフトウェア	70	91
無形固定資産合計	70	91
投資その他の資産		
投資有価証券	7,170	7,290
関係会社株式	22,935	21,702
関係会社長期貸付金	60	60
長期差入保証金	706	692
繰延税金資産	500	525
投資その他の資産合計	31,373	30,271
固定資産合計	31,616	30,544
資産合計	57,478	58,371

(単位：百万円)

	第54期 (平成25年3月31日)		第55期 (平成26年3月31日)
負債の部			
流動負債			
預り金	305		329
未払金	3,862		3,404
未払収益分配金	6		6
未払償還金	115		112
未払手数料	※3 3,195	※3	2,743
その他未払金	545		542
未払費用	※3 3,282	※3	3,239
未払法人税等	589		2,286
未払消費税等	※4 123	※4	356
賞与引当金	1,770		1,935
役員賞与引当金	80		150
流動負債合計	10,012		11,702
固定負債			
退職給付引当金	1,001		1,081
その他	55		55
固定負債合計	1,057		1,137
負債合計	11,070		12,840
純資産の部			
株主資本			
資本金	17,363		17,363
資本剰余金			
資本準備金	5,220		5,220
資本剰余金合計	5,220		5,220
利益剰余金			
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金	23,530		22,694
利益剰余金合計	23,530		22,694
自己株式	△68		△68
株主資本合計	46,045		45,209

評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	362	321
評価・換算差額等合計	362	321
純資産合計	46,408	45,531
負債純資産合計	57,478	58,371

(2) 【損益計算書】

	(単位：百万円)	
	第54期 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	第55期 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	52,848	63,120
その他営業収益	1,922	2,557
営業収益合計	54,771	65,678
営業費用		
支払手数料	26,955	31,207
広告宣伝費	649	1,081
公告費	7	2
調査費	10,797	13,405
調査費	691	712
委託調査費	10,089	12,669
図書費	17	23
委託計算費	406	465
営業雑経費	530	558
通信費	188	186
印刷費	214	252
協会費	46	43
諸会費	16	11
その他	64	65
営業費用計	39,347	46,721
一般管理費		
給料	6,759	7,171
役員報酬	256	316
役員賞与引当金繰入額	80	150
給料・手当	4,565	4,719
賞与	87	50
賞与引当金繰入額	1,770	1,935
交際費	100	108
寄付金	66	54
旅費交通費	313	448
租税公課	188	209
不動産賃借料	753	755
退職給付費用	312	313
退職金	83	32
固定資産減価償却費	124	109
諸経費	3,061	3,364
一般管理費計	11,764	12,568
営業利益	3,659	6,388

		(単位：百万円)	
		第54期 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	第55期 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
営業外収益			
受取利息		12	17
受取配当金	※ 1	601	※ 1 1,774
時効成立分配金・償還金		4	4
為替差益		64	26
その他		16	19
営業外収益合計		699	1,842
営業外費用			
支払利息		19	19
有価証券償還損		1	—
時効成立後支払分配金・償還金		15	22
支払源泉所得税		55	57
その他		2	13
営業外費用合計		93	114
経常利益		4,265	8,116
特別利益			
投資有価証券売却益		226	135
関係会社株式売却益		239	—
特別利益合計		465	135
特別損失			
投資有価証券売却損		84	12
関係会社株式評価損		—	4,500
固定資産処分損		3	0
割増退職金		—	59
役員退職一時金		75	235
特別損失合計		163	4,807
税引前当期純利益		4,568	3,445
法人税、住民税及び事業税		1,480	3,020
法人税等調整額		260	△119
法人税等合計		1,740	2,900
当期純利益		2,827	544

(3) 【株主資本等変動計算書】

第54期（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

(単位：百万円)

（単位：百万円）

	株主資本						株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益剰余 金合計		
				繰越利益 剰余金			
当期首残高	17,363	5,220	5,220	22,172	22,172	△68	44,687
当期変動額							
剰余金の配当				△1,468	△1,468		△1,468

当期純利益				2,827	2,827		2,827
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	—	—	—	1,358	1,358	—	1,358
当期末残高	17,363	5,220	5,220	23,530	23,530	△68	46,045

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券評 価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	42	42	44,729
当期変動額			
剰余金の配当			△1,468
当期純利益			2,827
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	320	320	320
当期変動額合計	320	320	1,678
当期末残高	362	362	46,408

第55期（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本 合計
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余 金合計		
当期首残高	17,363	5,220	5,220	23,530	23,530	△68	46,045
当期変動額							
剰余金の配当				△1,380	△1,380		△1,380
当期純利益				544	544		544
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	—	—	—	△836	△836	—	△836
当期末残高	17,363	5,220	5,220	22,694	22,694	△68	45,209

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券評 価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	362	362	46,408
当期変動額			
剰余金の配当			△1,380
当期純利益			544
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△40	△40	△40
当期変動額合計	△40	△40	△876
当期末残高	321	321	45,531

注記事項

（重要な会計方針）

項目	第55期 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
1 資産の評価基準及び評価方法	(1) 有価証券 ① 子会社株式及び関連会社株式 総平均法による原価法 ② その他有価証券 時価のあるもの 決算末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、総平均法により算定) 時価のないもの 総平均法による原価法
2 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法により償却しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 3年～5年 器具備品 4年～20年 (2) 無形固定資産 定額法により償却しております。ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。
3 引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額に基づき、当事業年度の負担額を計上しております。 (2) 役員賞与引当金 役員に支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額に基づき、当事業年度の負担額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しております。 ① 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。 ② 数理計算上の差異の費用処理方法 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。
4 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象外消費税等は、当事業年度の費用として処理しております。

（表示方法の変更）

第55期 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下「退職給付適用指針」という。）を当事業年度より適用し（ただし、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めを除く。）、（退職給付関係）注記の表示方法を変更しております。 退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っており、（退職給付関係）の注記の組替えは行っておりません。

(貸借対照表関係)

第54期 (平成25年3月31日)	第55期 (平成26年3月31日)
※1 有形固定資産の減価償却累計額 建物 1,054百万円 器具備品 618百万円 ※2 信託資産 その他流動資産の30百万円は、「直販顧客分別金信託契約」により、野村信託銀行株式会社に信託しております。 ※3 関係会社に対する資産及び負債は次のとおりであります。 (流動資産) 現金・預金 3,818百万円 前払費用 2百万円 未収収益 58百万円 (流動負債) 未払手数料 143百万円 未払費用 297百万円 ※4 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、「未払消費税等」として表示しております。 ※5 保証債務 当社は、Nikko Asset Management Europe Ltd がロンドン ウォール リミテッド パートナースhipに支払うオフィス賃借料等の債務87百万円に対して保証を行っております。また当社は、Nikko Asset Management Americas, Inc. がマディソン タワーアソシエイツ リミテッド パートナースhipに支払うオフィス賃借料等の債務243百万円に対して保証を行っております。	※1 有形固定資産の減価償却累計額 建物 1,091百万円 器具備品 625百万円 ※2 信託資産 その他流動資産の30百万円は、「直販顧客分別金信託契約」により、野村信託銀行株式会社に信託しております。 ※3 関係会社に対する資産及び負債は次のとおりであります。 (流動資産) 現金・預金 6,249百万円 前払費用 2百万円 未収収益 74百万円 (流動負債) 未払手数料 98百万円 未払費用 274百万円 ※4 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、「未払消費税等」として表示しております。 ※5 保証債務 当社は、Nikko Asset Management Europe Ltd がロンドン ウォール リミテッド パートナースhipに支払うオフィス賃借料等の債務65百万円に対して保証を行っております。また当社は、Nikko Asset Management Americas, Inc. がマディソン タワーアソシエイツ リミテッド パートナースhipに支払うオフィス賃借料等の債務159百万円に対して保証を行っております。

(損益計算書関係)

第54期 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	第55期 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
※1 各科目に含まれている関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金 552百万円	※1 各科目に含まれている関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金 1,290百万円

(株主資本等変動計算書関係)

第54期（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式（株）	197,012,500	—	—	197,012,500

2 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式（株）	109,600	—	—	109,600

3 新株予約権等に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年 度末残高 (百万円)
		当事業年度 期首	当事業年度 増加	当事業年度 減少	当事業 年度末	
平成21年度 ストックオプション（1）	普通株式	19,215,900	—	2,237,400	16,978,500	—
平成21年度 ストックオプション（2）	普通株式	1,676,400	—	49,500	1,626,900	—
平成22年度 ストックオプション（1）	普通株式	2,310,000	—	—	2,310,000	—
第1回新株予約権	普通株式	2,955,200	—	—	2,955,200	—
平成23年度 ストックオプション（1）	普通株式	6,091,800	—	161,700	5,930,100	—
合計		32,249,300	—	2,448,600	29,800,700	—

(注) 1 平成21年度ストックオプション(1)、平成21年度ストックオプション(2)及び平成23年度ストックオプション（1）の減少は、新株予約権の失効によるものであります。

2 第1回新株予約権の新株予約権の目的となる株式の数は、新株予約権の行使に関する通知が当社に提出された日における、当社の発行済株式数×0.25%に6を乗じた数で算出され、当事業年度末の発行済株式に基づき算出しております。

3 平成21年度ストックオプション(1)13,625,700株、平成21年度ストックオプション(2)1,287,000株、平成22年度ストックオプション(1)1,732,500株及び第1回新株予約権2,955,200株は、当事業年度末現在、権利行使期間の初日が到来しておりますが、他の条件が満たされていないため新株予約権を行使することができません。また、平成23年度ストックオプション(1)は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種 類	配当金の 総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成24年5月28日 取締役会	普通株式	1,468	7.46	平成24年3月31日	平成24年6月19日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種 類	配当の 原資	配当金の 総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成25年5月27日 取締役会	普通株式	利益剰 余金	1,380	7.01	平成25年3月31日	平成25年6月18日

第55期（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式（株）	197,012,500	—	—	197,012,500

2 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式（株）	109,600	—	—	109,600

3 新株予約権等に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年 度末残高 (百万円)
		当事業年度 期首	当事業年度 増加	当事業年度 減少	当事業 年度末	
平成21年度 ストックオプション（1）	普通株式	16,978,500	—	1,075,800	15,902,700	—
平成21年度 ストックオプション（2）	普通株式	1,626,900	—	59,400	1,567,500	—
平成22年度 ストックオプション（1）	普通株式	2,310,000	—	—	2,310,000	—
第1回新株予約権	普通株式	2,955,200	—	—	2,955,200	—
平成23年度 ストックオプション（1）	普通株式	5,930,100	—	541,200	5,388,900	—
合計		29,800,700	—	1,676,400	28,124,300	—

- (注) 1 平成21年度ストックオプション(1)、平成21年度ストックオプション(2)及び平成23年度ストックオプション（1）の減少は、新株予約権の失効によるものであります。
- 2 第1回新株予約権の新株予約権の目的となる株式の数は、新株予約権の行使に関する通知が当社に提出された日における、当社の発行済株式数×0.25%に6を乗じた数で算出され、当事業年度末の発行済株式に基づき算出しております。
- 3 平成21年度ストックオプション(1)15,902,700株、平成21年度ストックオプション(2)1,567,500株、平成22年度ストックオプション(1)2,310,000株、第1回新株予約権2,955,200株及び平成23年度ストックオプション(1)2,887,500株は、当事業年度末現在、権利行使期間の初日が到来しておりますが、他の条件が満たされていないため新株予約権を行使することができません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の 総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成25年5月27日 取締役会	普通株式	1,380	7.01	平成25年3月31日	平成25年6月18日

- (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
該当事項はありません。

(リース取引関係)

第54期 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)		第55期 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	
オペレーティング・リース取引 解約不能のものに係る未経過リース料		オペレーティング・リース取引 解約不能のものに係る未経過リース料	
1年内	750百万円	1年内	751百万円
1年超	807百万円	1年超	77百万円
合計	1,558百万円	合計	828百万円

(金融商品関係)

第54期(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

預金に関しては10数行に分散して預入れしておりますが、これら金融機関の破綻及び債務不履行等によ

る信用リスクに晒されており、また一部外貨建て預金を保有しているため為替変動リスクにも晒されております。営業債権である未収委託者報酬、未収収益に関しては、それらの源泉である預り純資産を数行の信託銀行に分散して委託しておりますが、信託銀行はその受託資産を自己勘定と分別して管理しているため、仮に信託銀行が破綻または債務不履行等となった場合でも、これら営業債権が信用リスクに晒されることは無いと考えております。また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されます。投資有価証券は、主に自己で設定した投資信託へのシードマネーの投入によるものであります。これら投資信託の投資対象は株式、公社債等のため、価格変動リスクや信用リスク、流動性リスク、為替変動リスクに晒されております。

営業債務である未払金（未払手数料）、未払費用に関しては、すべてが1年以内の支払期日であります。未払金（未払手数料）については、債権（未収委託者報酬）を資金回収した後に、販売会社へ当該債務を支払うフローとなっているため、流動性リスクに晒されることは無いと考えております。また未払費用のうち運用再委託先への顧問料支払に係るものについてもほとんどのものが、未払金同様のフローのため、流動性リスクに晒されることは無いと考えております。それ以外の営業費用及び一般管理費に係る未払費用に関しては、流動性リスクに晒されており、一部は外貨建て債務があるため、為替の変動リスクにも晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、預金を預入れる金融機関の選定に関しては、短期間の取引が想定される金融機関の場合を除き、相手方の財政状態及び経営成績、または必要に応じて格付等を考慮した上で決定しております。また既に取引が行われている相手方に関しても、定期的に継続したモニタリングを行うことで、相手方の財務状況の悪化等による信用リスクを早期に把握することで、リスクの軽減を図っております。

②市場リスク（為替や価格等の変動リスク）の管理

当社は、原則、為替変動や価格変動に係るリスクに対して、ヘッジ取引を行っておりません。外貨建ての営業債権債務について、月次ベースで為替変動リスクを測定し、モニタリングを実施しております。また投資有価証券に関しては、毎月末にそれぞれの時価を算出し、評価損益を把握しております。また、市場の変動等に基づき、今後の一定期間において特定の確率で、金融商品に生じ得る損失額の推計値を把握するため、バリュエ・アット・リスクを用いた市場リスク管理を週次ベースで実施しております。これらの結果、当社の財政状態、経営成績に与える影響が著しいと判断される場合には、必要に応じて、ヘッジ取引規程に則り、それを回避する目的で、ヘッジ取引を行うことが可能であります。

③流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、日々資金残高管理を行っております。また、適時に資金繰予定表を作成・更新するとともに、手許流動性（最低限必要な運転資金）を状況に応じて見直し・維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

2 金融商品の時価等に関する事項

平成25年3月31日（当事業年度の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

（単位：百万円）

	貸借対照表 計上額(※)	時価(※)	差額
(1) 現金・預金	15,820	15,820	—
(2) 未収委託者報酬	7,472	7,472	—
(3) 未収収益	342	342	—
(4) 投資有価証券 その他有価証券	7,091	7,091	—
(5) 未払金	(3,862)	(3,862)	—
(6) 未払費用	(3,282)	(3,282)	—

(※)負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注) 1 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬並びに(3) 未収収益

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

投資信託は基準価額によっております。

(5) 未払金及び(6) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

2 非上場株式等（貸借対照表計上額79百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4)投資有価証券 其他有価証券」には含めておりません。

3 子会社株式（貸借対照表計上額20,042百万円）及び関連会社株式（貸借対照表計上額2,892百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上記の表には含めておりません。

4 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金・預金	15,820	—	—	—
未収委託者報酬	7,472	—	—	—
未収収益	342	—	—	—
投資有価証券 投資信託	—	385	1,299	920
合計	23,635	385	1,299	920

第55期(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

預金に関しては10数行に分散して預入れしておりますが、これら金融機関の破綻及び債務不履行等による信用リスクに晒されており、また一部外貨建て預金を保有しているため為替変動リスクにも晒されております。営業債権である未収委託者報酬、未収収益に関しては、それらの源泉である預り純資産を数行の信託銀行に分散して委託しておりますが、信託銀行はその受託資産を自己勘定と分別して管理しているため、仮に信託銀行が破綻または債務不履行等となった場合でも、これら営業債権が信用リスクに晒されることは無いと考えております。また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されます。投資有価証券は、主に自己で設定した投資信託へのシードマネーの投入によるものであります。これら投資信託の投資対象は株式、公社債等のため、価格変動リスクや信用リスク、流動性リスク、為替変動リスクに晒されております。

営業債務である未払金（未払手数料）、未払費用に関しては、すべてが1年以内の支払期日であります。未払金（未払手数料）については、債権（未収委託者報酬）を資金回収した後に、販売会社へ当該債務を支払うフローとなっているため、流動性リスクに晒されることは無いと考えております。また未払費用のうち運用再委託先への顧問料支払に係るものについてもほとんどのものが、未払金同様のフローのため、流動性リスクに晒されることは無いと考えております。それ以外の営業費用及び一般管理費に係る未払費用に関しては、流動性リスクに晒されており、一部は外貨建て債務があるため、為替の変動リスクにも晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、預金を預入れる金融機関の選定に関しては、短期間の取引が想定される金融機関の場合を除き、相手方の財政状態及び経営成績、または必要に応じて格付等を考慮した上で決定しております。また既に取引が行われている相手方に関しても、定期的に継続したモニタリングを行うことで、相手方の財務状況の悪化等による信用リスクを早期に把握することで、リスクの軽減を図っております。

②市場リスク（為替や価格等の変動リスク）の管理

当社は、原則、為替変動や価格変動に係るリスクに対して、ヘッジ取引を行っておりません。外貨建ての営業債権債務について、月次ベースで為替変動リスクを測定し、モニタリングを実施しております。また投資有価証券に関しては、毎月末にそれぞれの時価を算出し、評価損益を把握しております。また、市場の変動等に基づき、今後の一定期間において特定の確率で、金融商品に生じ得る損失額の推計値を把握するため、バリュー・アット・リスクを用いた市場リスク管理を週次ベースで実施しております。これらの結果、当社の財政状態、経営成績に与える影響が著しいと判断される場合には、必要に応じて、ヘッジ取引規程に則り、それを回避する目的で、ヘッジ取引を行うことが可能であります。

③流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、日々資金残高管理を行っております。また、適時に資金繰予定表を作成・更新するとともに、手許流動性（最低限必要な運転資金）を状況に応じて見直し・維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

2 金融商品の時価等に関する事項

平成26年3月31日（当事業年度の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

（単位：百万円）

	貸借対照表 計上額(※)	時価(※)	差額
(1) 現金・預金	17,805	17,805	—
(2) 未収委託者報酬	7,162	7,162	—
(3) 未収収益	608	608	—
(4) 有価証券及び投資有価証券 其他有価証券	7,457	7,457	—
(5) 未払金	(3,404)	(3,404)	—
(6) 未払費用	(3,239)	(3,239)	—

(※)負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注) 1 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬並びに(3) 未収収益

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 有価証券及び投資有価証券

投資信託は基準価額によっております。

(5) 未払金及び(6) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

2 非上場株式等（貸借対照表計上額66百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フロー

を見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4)有価証券及び投資有価証券 其他有価証券」には含めておりません。

3 子会社株式（貸借対照表計上額18,809百万円）及び関連会社株式（貸借対照表計上額2,892百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握す

ることが極めて困難と認められるため、上記の表には含めておりません。

4 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金・預金	17,805	—	—	—
未収委託者報酬	7,162	—	—	—
未収収益	608	—	—	—
有価証券及び投資有価証券 投資信託	234	315	1,166	973
合計	25,811	315	1,166	973

(有価証券関係)

第54期(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

1 子会社株式及び関連会社株式

(単位：百万円)

	貸借対照表計上 額
子会社株式	20,042
関連会社株式	2,892

(注) 子会社株式及び関連会社株式は市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価を記載しておりません。

2 その他有価証券

(単位：百万円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	投資信託	6,366	5,708	658
	小計	6,366	5,708	658
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	投資信託	724	821	△96
	小計	724	821	△96
合計		7,091	6,529	561

(注) 1 減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合にはすべて減損処理を行い、30%～50%程度下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。当事業年度については、該当ございません。

2 非上場株式等（貸借対照表計上額 79百万円）については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：百万円)

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	43	35	67
投資信託	1,099	190	17
合計	1,143	226	84

第55期(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

1 子会社株式及び関連会社株式

(単位：百万円)

	貸借対照表計上 額
子会社株式	18,809
関連会社株式	2,892

(注) 子会社株式及び関連会社株式は市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価を記載しておりません。

2 その他有価証券

(単位：百万円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	投資信託	3,819	3,188	631
	小計	3,819	3,188	631
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	投資信託	3,637	3,768	△130
	小計	3,637	3,768	△130
合計		7,457	6,957	500

- (注) 1 減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合にはすべて減損処理を行い、30%～50%程度下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。当事業年度については、該当ございません。
- 2 非上場株式等（貸借対照表計上額 66百万円）については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：百万円)

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	23	11	—
投資信託	1,734	124	12
合計	1,758	135	12

(持分法損益等)

第54期 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	第55期 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
関連会社に持分法を適用した場合の投資損益等 (単位：百万円)	関連会社に持分法を適用した場合の投資損益等 (単位：百万円)
(1) 関連会社に対する投資の金額 3,069	(1) 関連会社に対する投資の金額 3,065
(2) 持分法を適用した場合の投資の金額 6,280	(2) 持分法を適用した場合の投資の金額 7,660
(3) 持分法を適用した場合の投資利益の金額 1,159	(3) 持分法を適用した場合の投資利益の金額 1,379

(退職給付関係)

第54期(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

1 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出型企業年金制度及びキャッシュバランスプラン型退職金制度を設けております。

2 退職給付債務に関する事項

(単位：百万円)

イ 退職給付債務	△1,101
ロ 未積立退職給付債務	△1,101
ハ 未認識数理計算上の差異	99
ニ 退職給付引当金残高	△1,001

3 退職給付費用に関する事項

(単位：百万円)

イ 勤務費用	102
ロ 利息費用	13
ハ 数理計算上の差異の費用処理額	24
ニ 確定拠出型企業年金への掛金	171
ホ 退職給付費用合計	312

4 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

イ 退職給付見込額の期間配分方法	勤続期間比例
ロ 割引率	0.9%
ハ 数理計算上の差異の処理年数	10年

第55期(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

1 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出型企業年金制度及びキャッシュバランスプラン型退職金制度を設けております。

2 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	1,101	百万円
勤務費用	110	〃
利息費用	9	〃
数理計算上の差異の発生額	9	〃
退職給付の支払額	△56	〃
退職給付債務の期末残高	1,174	〃

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	1,174	百万円
未積立退職給付債務	1,174	〃
未認識数理計算上の差異	△92	〃
貸借対照表に計上された負債の額	1,081	〃

退職給付引当金	1,081	百万円
貸借対照表に計上された負債の額	1,081	〃

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	110	百万円
利息費用	9	〃
数理計算上の差異の費用処理額	16	〃
確定給付制度に係る退職給付費用	137	〃

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率 0.8%

3 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、176百万円でありました。

(ストックオプション等関係)

第54期(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

1 スtockオプション(新株予約権)の内容、規模及びその変動状況

(1) スtockオプション(新株予約権)の内容

	平成21年度ストックオプション(1)	平成21年度ストックオプション(2)
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社 の取締役・従業員 271名	当社及び関係会社 の取締役・従業員 48名
株式の種類別のストックオプションの付与数 (注)	普通株式 19,724,100株	普通株式 1,702,800株
付与日	平成22年2月8日	平成22年8月20日
権利確定条件	平成24年1月22日（以下「権利行使可能初日」といいます。）、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の2分の1、4分の1、4分の1ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、当社が株式公開していることを要する。	同左
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から2年を経過した日まで	同左
権利行使期間	平成24年1月22日から 平成32年1月21日まで	同左

	平成22年度ストックオプション(1)	平成23年度ストックオプション(1)
付与対象者の区分及び人数	当社の従業員 1名	当社及び関係会社 の取締役・従業員 186名
株式の種類別のストックオプションの付与数 (注)	普通株式 2,310,000株	普通株式 6,101,700株
付与日	平成22年8月20日	平成23年10月7日

権利確定条件	平成24年1月22日（以下「権利行使可能初日」といいます。）、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の2分の1、4分の1、4分の1ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、当社が株式公開していることを要する。	平成25年10月7日（以下「権利行使可能初日」といいます。）、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の2分の1、4分の1、4分の1ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、当社が株式公開していることを要する。
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から2年を経過した日まで	付与日から、権利行使可能初日から2年を経過した日まで
権利行使期間	平成24年1月22日から 平成32年1月21日まで	平成25年10月7日から 平成33年10月6日まで

（注） 株式数に換算して記載しております。

（2）ストックオプション(新株予約権)の規模及びその変動状況

① スtockオプション（新株予約権）の数

	平成21年度ストックオプション(1)	平成21年度ストックオプション(2)
付与日	平成22年2月8日	平成22年8月20日
権利確定前(株)		
期首	19,215,900	1,676,400
付与	0	0
失効	2,237,400	49,500
権利確定	0	0
権利未確定残	16,978,500	1,626,900
権利確定後(株)		
期首	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
権利未行使残	—	—

	平成22年度ストックオプション(1)	平成23年度ストックオプション(1)
付与日	平成22年8月20日	平成23年10月7日
権利確定前(株)		
期首	2,310,000	6,091,800
付与	0	0
失効	0	161,700
権利確定	0	0
権利未確定残	2,310,000	5,930,100
権利確定後(株)		
期首	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—

権利未行使残	—	—
--------	---	---

(注) 株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

	平成21年度ストックオプション(1)	平成21年度ストックオプション(2)
付与日	平成22年2月8日	平成22年8月20日
権利行使価格(円)	625	625
付与日における公正な評価単価(円) (注)1	0	0

	平成22年度ストックオプション(1)	平成23年度ストックオプション(1)
付与日	平成22年8月20日	平成23年10月7日
権利行使価格(円)	625	737 (注)3
付与日における公正な評価単価(円) (注)1	0	0

(注) 1 公正な評価単価に代え、本源的価値（取引事例比準法による評価額と行使価格との差額）の見積りによっております。

- 2 スtockオプションの単位当たりの本源的価値による算定を行った場合の本源的価値の合計額
当事業年度末における本源的価値の合計額 — 百万円
- 3 株式公開価格が737円（割当日後、株式の分割又は併合が行われたときは、当該金額は、当該株式の分割又は併合の内容を適切に反映するよう調整される。）を上回る金額に定められた場合には、株式公開日において、権利行使価格は株式公開価格と同一の金額に調整されます。

第55期(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

1 スtockオプション(新株予約権)の内容、規模及びその変動状況

(1) スtockオプション(新株予約権)の内容

	平成21年度ストックオプション(1)	平成21年度ストックオプション(2)
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の取締役・従業員 271名	当社及び関係会社の取締役・従業員 48名
株式の種類別のストックオプションの付与数 (注)	普通株式 19,724,100株	普通株式 1,702,800株
付与日	平成22年2月8日	平成22年8月20日
権利確定条件	平成24年1月22日（以下「権利行使可能初日」といいます。）当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の2分の1、4分の1、4分の1ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、当社が株式公開していることを要する。	同左
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から2年を経過した日まで	同左
権利行使期間	平成24年1月22日から平成32年1月21日まで	同左

	平成22年度ストックオプション(1)	平成23年度ストックオプション(1)
付与対象者の区分及び人数	当社の従業員 1名	当社及び関係会社の取締役・従業員 186名

株式の種類別のストックオプションの付与数（注）	普通株式 2,310,000株	普通株式 6,101,700株
付与日	平成22年8月20日	平成23年10月7日
権利確定条件	平成24年1月22日（以下「権利行使可能初日」といいます。）、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の2分の1、4分の1、4分の1ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、当社が株式公開していることを要する。	平成25年10月7日（以下「権利行使可能初日」といいます。）、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の2分の1、4分の1、4分の1ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、当社が株式公開していることを要する。
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から2年を経過した日まで	付与日から、権利行使可能初日から2年を経過した日まで
権利行使期間	平成24年1月22日から 平成32年1月21日まで	平成25年10月7日から 平成33年10月6日まで

（注） 株式数に換算して記載しております。

（2）ストックオプション(新株予約権)の規模及びその変動状況

① スtockオプション（新株予約権）の数

	平成21年度ストックオプション(1)	平成21年度ストックオプション(2)
付与日	平成22年2月8日	平成22年8月20日
権利確定前(株)		
期首	16,978,500	1,626,900
付与	0	0
失効	1,075,800	59,400
権利確定	0	0
権利未確定残	15,902,700	1,567,500
権利確定後(株)		
期首	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
権利未行使残	—	—

	平成22年度ストックオプション(1)	平成23年度ストックオプション(1)
付与日	平成22年8月20日	平成23年10月7日
権利確定前(株)		
期首	2,310,000	5,930,100
付与	0	0
失効	0	541,200
権利確定	0	0
権利未確定残	2,310,000	5,388,900
権利確定後(株)		
期首	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—

権利未行使残	—	—
--------	---	---

(注) 株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

	平成21年度ストックオプション(1)	平成21年度ストックオプション(2)
付与日	平成22年2月8日	平成22年8月20日
権利行使価格(円)	625	625
付与日における公正な評価単価(円) (注)1	0	0

	平成22年度ストックオプション(1)	平成23年度ストックオプション(1)
付与日	平成22年8月20日	平成23年10月7日
権利行使価格(円)	625	737 (注)3
付与日における公正な評価単価(円) (注)1	0	0

(注) 1 公正な評価単価に代え、本源的価値（取引事例比準法による評価額と行使価格との差額）の見積りによっております。

- 2 スtockオプションの単位当たりの本源的価値による算定を行った場合の本源的価値の合計額
当事業年度末における本源的価値の合計額 — 百万円
- 3 株式公開価格が737円（割当日後、株式の分割又は併合が行われたときは、当該金額は、当該株式の分割又は併合の内容を適切に反映するよう調整される。）を上回る金額に定められた場合には、株式公開日において、権利行使価格は株式公開価格と同一の金額に調整されます。

(税効果会計関係)

第54期 (平成25年3月31日)	第55期 (平成26年3月31日)
1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (単位：百万円) 繰延税金資産(流動) 賞与引当金繰入超過額 672 その他 196 小計 869 繰延税金資産(固定) 投資有価証券評価損 149 退職給付引当金超過額 361 固定資産減価償却超過額 174 その他 75 小計 760 繰延税金資産小計 1,630 評価性引当金 △61 繰延税金資産合計 1,568 繰延税金負債(固定) その他有価証券評価差額金 199 繰延税金負債合計 199 繰延税金資産の純額 1,369	1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (単位：百万円) 繰延税金資産(流動) 賞与引当金繰入超過額 689 その他 294 小計 984 繰延税金資産(固定) 投資有価証券評価損 148 関係会社株式評価損 1,665 退職給付引当金超過額 385 固定資産減価償却超過額 158 その他 34 小計 2,391 繰延税金資産小計 3,375 評価性引当金 △1,665 繰延税金資産合計 1,710 繰延税金負債(固定) その他有価証券評価差額金 200 繰延税金負債合計 200 繰延税金資産の純額 1,510

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳	2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳																
法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。	<table> <tr> <td>法定実効税率</td><td>38.0%</td></tr> <tr> <td>（調整）</td><td></td></tr> <tr> <td>評価性引当金の増減</td><td>46.6%</td></tr> <tr> <td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td><td>3.7%</td></tr> <tr> <td>受取配当金等永久に益金に算入されない項目</td><td>△12.9%</td></tr> <tr> <td>税率変更による期末繰延税金資産の減額修正</td><td>1.9%</td></tr> <tr> <td>海外子会社の留保利益の影響額等</td><td>6.9%</td></tr> <tr> <td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td><td>84.2%</td></tr> </table>	法定実効税率	38.0%	（調整）		評価性引当金の増減	46.6%	交際費等永久に損金に算入されない項目	3.7%	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△12.9%	税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	1.9%	海外子会社の留保利益の影響額等	6.9%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	84.2%
法定実効税率	38.0%																
（調整）																	
評価性引当金の増減	46.6%																
交際費等永久に損金に算入されない項目	3.7%																
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△12.9%																
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	1.9%																
海外子会社の留保利益の影響額等	6.9%																
税効果会計適用後の法人税等の負担率	84.2%																

第54期 (平成25年3月31日)	第55期 (平成26年3月31日)
—	3 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正 「所得税法等の一部を改正する法律」（平成26年法律第10号）の施行に伴い、「復興特別法人税に関する政令の一部を改正する政令」（平成26年政令第151号）が平成26年3月31日に公布されたことにより、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が課されないこととなりました。これに伴い、平成26年4月1日に開始する事業年度において解消が見込まれる一時差異について、当社が使用した法定実効税率は38.0%から35.6%に変更されております。この結果、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は65百万円減少し、その他有価証券評価差額金の金額が1百万円、法人税等調整額の金額が63百万円、それぞれ増加しております。

（関連当事者情報）

第54期(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

1 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社と関連当事者の取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社

重要な該当事項はありません。

(イ) 財務諸表提出会社の子会社

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千SGD)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	Nikko Asset Management International Limited	シンガポール国	252,000	アセットマネジメント業	直接100.00	資金の貸付	資金の貸付(シンガポールドル貸建)(注1)	525(千SGD 8,000)	関係会社短期貸付金	606(千SGD 8,000)
							貸付金利息(シンガポールドル貸建)(注1)	5(千SGD 76)	未収収益	5(千SGD 76)

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

- 1 融資枠SGD11百万、返済期間1年間のリボルビング・ローンで、金利は市場金利を勘案して決定しております。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社（東京証券取引所等に上場）

三井住友信託銀行株式会社（非上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

当事業年度において、重要な関連会社は融通(ロントン)基金管理有限公司であり、その要約財務情報は以下のとおりであります。なお、下記数値は平成24年12月31日に終了した年度の財務諸表を当日の直物為替相場で円貨に換算したものであります。

資産合計	10,930百万円
負債合計	1,103百万円
純資産合計	9,826百万円

営業収益	7,917百万円
税引前当期純利益	2,801百万円
当期純利益	2,091百万円

第55期(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

1 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社と関連当事者の取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社

重要な該当事項はありません。

(イ) 財務諸表提出会社の子会社

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千SGD)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	Nikko Asset Management International Limited	シンガポール国	292,000	アセットマネジメント業	直接100.00	資金の貸付	資金の貸付(シンガポールドル貸建)(注1)	△398(千 SGD) △5,059(注2)	関係会社短期貸付金	240(千 SGD) 2,940)
							貸付金利息(シンガポールドル貸建)(注1)	15(千 SGD) 192)	未収収益	5(千 SGD) 64)
						—	増資の引受(注3)	3,266(千 SGD) 40,000)	—	—

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

- 1 融資枠SGD11百万、返済期間1年間のリボルビング・ローンで、金利は市場金利を勘案して決定しております。
- 2 資金の貸付に係る取引金額△398百万円(△5,059千 SGD)の内訳は、貸付240百万円(2,940千 SGD)及び返済△638百万円(△8,000千 SGD)であります。

- 3 Nikko Asset Management International Limitedの行った40,000,000株の新株発行増資を、1株につき1シンガポールドルで当社が引受けたものであります。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社（東京証券取引所等に上場）

三井住友信託銀行株式会社（非上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

当事業年度において、重要な関連会社は融通(ロントン)基金管理有限公司であり、その要約財務情報は以下のとおりであります。なお、下記数値は平成25年12月31日に終了した年度の財務諸表を当日の直物為替相場で円貨に換算したものであります。

資産合計	15,790百万円
負債合計	1,713百万円
純資産合計	14,076百万円

営業収益	11,350百万円
税引前当期純利益	4,212百万円
当期純利益	3,096百万円

(セグメント情報等)

セグメント情報

第54期(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載しておりません。

第55期(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載しておりません。

関連情報

第54期(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービスはアセットマネジメント業として単一であるため、記載しておりません。

2 地域ごとの情報

(1) 営業収益

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の90%超であるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

国外に所在している有形固定資産が無いため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める単一の外部顧客が無いため、記載しておりません。

第55期(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービスはアセットマネジメント業として単一であるため、記載しておりません。

2 地域ごとの情報

（１）営業収益

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の90%超であるため、記載を省略しております。

（２）有形固定資産

国外に所在している有形固定資産が無いため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める単一の外部顧客が無いため、記載しておりません。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

第54期(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

該当事項はありません。

第55期(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

第54期(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

該当事項はありません。

第55期(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

第54期(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

該当事項はありません。

第55期(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

該当事項はありません。

（１株当たり情報）

項目	第54期 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	第55期 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
1株当たり純資産額	235円69銭	231円23銭
1株当たり当期純利益金額	14円35銭	2円76銭

(注) 1 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式が非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので、希薄化効果を算定できないため記載しておりません。

2 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	第54期 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	第55期 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
----	---------------------------------------	---------------------------------------

当期純利益（百万円）	2,827	544
普通株主に帰属しない金額（百万円）	—	—
普通株式に係る当期純利益（百万円）	2,827	544
普通株式の期中平均株式数（千株）	196,903	196,903
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要	平成21年度ストックオプション(1) 16,978,500株、平成21年度ストックオプション(2) 1,626,900株、平成22年度ストックオプション(1) 2,310,000株、第1回新株予約権2,955,200株、平成23年度ストックオプション(1) 5,930,100株	平成21年度ストックオプション(1) 15,902,700株、平成21年度ストックオプション(2) 1,567,500株、平成22年度ストックオプション(1) 2,310,000株、第1回新株予約権2,955,200株、平成23年度ストックオプション(1) 5,388,900株

3 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	第54期 (平成25年3月31日)	第55期 (平成26年3月31日)
純資産の部の合計額（百万円）	46,408	45,531
純資産の部の合計額から控除する金額（百万円）	—	—
普通株式に係る期末の純資産額（百万円）	46,408	45,531
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数（千株）	196,903	196,903

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- （1）自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- （2）運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- （3）通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）、（5）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行なうこと。
- （4）委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
- （5）上記（3）、（4）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5 【その他】

(1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名 称	資本金の額 (平成26年3月末現在)	事業の内容
三井住友信託銀行株式会社	342,037百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

<再信託受託会社の概要>

名称：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

資本金の額：51,000百万円（平成26年3月末現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的：原信託契約にかかる信託業務の一部（信託財産の管理）を原信託受託者から再信託受託者（日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託者へ移管することを目的とします。

(2) 販売会社

名 称	資本金の額 (平成26年3月末現在)	事業の内容
SMBCフレンド証券株式会社	27,270百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
三井住友信託銀行株式会社	342,037百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

ファンドの信託財産に属する有価証券の管理・計算事務などを行ないます。

(2) 販売会社

日本におけるファンドの募集、解約、収益分配金および償還金の取扱いなどを行ないます。

3【資本関係】

(1) 受託会社

三井住友信託銀行株式会社は、日興アセットマネジメント株式会社の発行済株式総数の91.29%を保有しております。（平成26年3月末現在）

(2) 販売会社

三井住友信託銀行株式会社は、日興アセットマネジメント株式会社の発行済株式総数の91.29%を保有しております。（平成26年3月末現在）

第3【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が提出されております。

提出年月日	提出書類
平成25年12月26日	臨時報告書
平成26年 3月17日	有価証券報告書
平成26年 3月17日	有価証券届出書の訂正届出書
平成26年 3月31日	臨時報告書

独立監査人の監査報告書

平成26年6月13日

日興アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 羽 太 典 明

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 秋 宗 勝 彦

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている日興アセットマネジメント株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第55期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日興アセットマネジメント株式会社の平成26年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成26年7月30日

日興アセットマネジメント株式会社

取締役会御中

あらた監査法人

指 定 社 員 公認会計士 佐々木 貴 司
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 鶴 田 光 夫
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているグリーンバランスファンドの平成25年12月18日から平成26年6月17日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、グリーンバランスファンドの平成26年6月17日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

日興アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1.上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。